

2026年3月31日

国立大学法人東京大学

プロセス検証委員会報告書
(公表版)

プロセス検証委員会

委員長 山口利昭

委員 木内 敬

委員 中野 真

目次

第1 当委員会について	1
1. 当委員会設置の経緯.....	1
2. 諮問事項.....	1
3. 当委員会の構成.....	1
4. 調査実施期間.....	2
5. 調査方法.....	2
(1) 資料の検討.....	2
(2) ヒアリング等の実施.....	2
6. 留保事項.....	3
第2 東京大学の概要.....	4
1. 東京大学の組織.....	4
(1) 全学組織.....	4
(2) 教育研究部局.....	4
2. 東京大学の役員及び運営体制.....	5
(1) 国立大学法人法上の役員.....	5
(2) 学校教育法に基づく教学上の運営体制.....	6
3. 監査体制.....	6
(1) 監事監査.....	7
(2) 内部監査.....	7
(3) 会計監査人監査（外部監査）.....	8
4. コンプライアンス体制.....	8
(1) コンプライアンス体制の概要.....	8
(2) 通報受付体制.....	8
5. 教員の懲戒手続.....	10
(1) 懲戒の事由及び種類.....	10
(2) 懲戒の手続.....	10
(3) 懲戒委員会における調査審議.....	11
(4) 懲戒処分の発令.....	11
(5) 懲戒処分発令までに係る所要日数.....	11
6. 国立大学法人ガバナンス・コードの定め及び東京大学の適合状況.....	13
(1) 国立大学法人ガバナンス・コードにおけるコンプライアンス・説明責任.....	13
(2) 東京大学の適合状況の公表.....	13
第3 調査の結果認められた事実関係.....	15
1. カンナビ案件.....	15

(1)	カンナビ案件の認知から対応本部設置までの経緯	15
(2)	対応本部設置に伴う東京大学の対応	27
(3)	懲戒手続	30
(4)	主要な時系列	33
2.	整形案件	34
(1)	整形案件の認知から事実調査までの経緯	34
(2)	懲戒手続の状況	37
(3)	主要な時系列	37
3.	一連の改革に関連する会議体の設置の状況	38
(1)	社会連携講座等検証・改革委員会	38
(2)	リスクガバナンス強化検討委員会	39
(3)	医学系研究科・医学部・医学部附属病院改革委員会	39
(4)	教員懲戒制度の在り方検討ワーキンググループ	40
第4	東京大学の対応に関する当委員会の評価	42
1.	東京大学のカンナビ案件に対する全般的対応に関する評価	42
(1)	大学が自浄作用を発揮できず、レピュテーションの毀損を招いたこと	42
(2)	警察の要請に対する大学対応の問題点	43
2.	東京大学のガバナンス機能に関する評価	45
(1)	会議体におけるカンナビ案件に係る審議の状況	45
(2)	ガバナンス機能に対する当委員会の評価	46
3.	東京大学のカンナビ案件における公益通報対応に関する評価	46
(1)	本通報の客観的な深刻性	47
(2)	本件通報者との適切なコミュニケーションを行わなかったことにより、本件通報者からの情報を活用した早期の事案の解明や、外部通報を防ぐことができなかった	47
(3)	S氏及びY氏へのヒアリングの実施に固執したことにより、事案の解明に支障をきたした	49
(4)	コンプライアンス総括責任者自身による調査ではなく、部局への調査要請の方針を採用し、調査の初期段階において遅滞を招いた	50
(5)	事情を知る関係者による通報が行われなかったこと	51
4.	東京大学の懲戒手続に関する評価	51
(1)	教員に対する懲戒処分と「学問の自由」及び「大学の自治」	52
(2)	カンナビ案件における懲戒手続の評価	52
(3)	東京大学の懲戒手続全般に係る問題	54
5.	東京大学による対外公表の姿勢に関する評価	54
6.	東京大学による整形案件への対応に関する評価	55

第5	東京大学の不適切な対応をもたらした根本原因.....	57
1.	大学本部における危機意識の不足.....	57
(1)	カンナビ案件の客観的な深刻性.....	57
(2)	関係者の危機意識について.....	57
2.	部局・研究室・教員における相互に干渉しない風土.....	58
3.	プロセス軽視の組織風土.....	59
4.	「無謬性（むびゅうせい）」に起因する想像力の欠如.....	60
第6	東京大学のガバナンス改革に向けた当委員会の提言.....	62
1.	再発防止策へのモニタリング.....	62
2.	3線モデル（Three Lines Model）導入に向けた組織風土の改革.....	62
3.	対外的コミュニケーションと対内的コミュニケーションの効用（改革について学 内関係者だけでなく、学外関係者も巻き込む効用）.....	64
4.	危機管理対応を支援するルールと人材（CRO等）.....	64
5.	教員懲戒制度の改革について.....	65
第7	総括.....	67
1.	はじめに（当委員会の検証・提言の視座）.....	67
2.	懲戒処分の量定判断について.....	67
3.	総長の危機意識の不足という指摘について.....	69
4.	「みなし公務員」であること.....	70
5.	警察からの要請に対する当委員会の考え.....	70
6.	部局を超えた「組織としての UTokyo」への帰属意識.....	71

本報告書において用いる略語は以下のとおりである。

略語	用語
当委員会	プロセス検証委員会
本調査	プロセス検証委員会による調査
本調査基準日	2026年3月25日
本報告書日	2026年3月31日
S氏	東京大学医学系研究科・医学部皮膚科学教室のS教授（当時）
Y氏	東京大学医学系研究科・医学部臨床カンナビノイド学講座のY元特任准教授
M氏	医学部附属病院救急救命センターのM准教授（当時）
N協会	N協会
L社	L株式会社
M社	株式会社M
カンナビ案件	S氏が収賄容疑で逮捕され、その後、Y氏とともに起訴された事件及び事案発覚以降の一連の経緯
整形案件	M氏が収賄容疑で逮捕された事件及び事案発覚以降の一連の経緯
本件通報者	N協会代表のH氏
本通報	カンナビ案件に係る本件通報者による内部通報
弁護士調査チーム	調査を委託した外部法律事務所の弁護士
カンナビ案件対応本部	コンプライアンス総括責任者、病院担当理事、医学系研究科長、附属病院長のほか、各関係部署による対応チーム等で構成される対応本部
整形案件対応本部	コンプライアンス総括責任者、病院担当理事、医学系研究科長、附属病院副院長他3名等で構成される対応本部
調査報告書（1）	カンナビ案件に関し、弁護士調査チームから、東京大学に対し提出された2025年7月31日付調査報告書
調査報告書（2）	カンナビ案件に関し、弁護士調査チームから、東京大学に対し提出された2025年12月12日付調査報告書
東京大学	国立大学法人東京大学及び東京大学
大学本部又は本部	総長、理事及びこれを補佐する本部事務組織等
部局	学部・研究科・附属病院・各種研究所等
附属病院	東京大学医学部附属病院
医学系研究科	東京大学大学院医学系研究科

総務部	本部総務課、本部法務課、本部コミュニケーション戦略課が置かれている事務組織
法務課	本部法務課
通報窓口	コンプライアンス通報受付管理者である東京大学本部法務課長
評議会	教育研究評議会
懲戒委員会	教員懲戒委員会
懲戒調査委員会	懲戒委員会の下に設定された調査委員会
コンプライアンス基本規則	東京大学コンプライアンス基本規則
通報細則	東京大学コンプライアンス通報窓口の運営及びコンプライアンス事案に係る調査等に関する細則
教職員就業規則	東京大学教職員就業規則
附属病院就業規則	東京大学医学部附属病院教職員就業規則
倫理規程	東京大学教職員倫理規程
懲戒手続規程	東京大学教員懲戒手続規程
基本組織規則	東京大学基本組織規則
運営方針会議規則	東京大学運営方針会議規則
監事監査要綱	国立大学法人東京大学監事監査要綱
内部監査室内規	東京大学内部監査室内規
内部監査実施要綱	国立大学法人東京大学内部監査実施要綱
教員	教授、准教授、講師、助教及び助手
先行調査	教員懲戒委員会に付議する前に実施する調査

第1 当委員会について

1. 当委員会設置の経緯

2026年1月24日、東京大学大学院医学系研究科（以下「医学系研究科」という。）・医学部皮膚科学教室のS教授（当時、以下「S氏」という。）が収賄容疑で逮捕され、同年2月13日、医学系研究科・医学部臨床カンナビノイド学講座のY元特任准教授¹（以下「Y氏」という。）とともに起訴された（以下、これに係る収賄事件及び事案発覚以降の一連の経緯を「カンナビ案件」という。）。また、これに先立つ2025年11月19日、東京大学医学部附属病院（以下「附属病院」という。）救急救命センターのM准教授（当時、以下「M氏」という。）が収賄容疑で逮捕され、同年12月10日、起訴された（以下、これに係る収賄事件及び事案発覚以降の一連の経緯を「整形案件」²という。）。

国立大学法人東京大学では、両案件に対する東京大学の対応プロセスの問題点を検証するため、2026年2月5日、一連の事案に対する東京大学の対応プロセス全体を調査対象として、ガバナンス及び危機管理対応などの観点から問題点を検証し、必要な提言を行うため、山口利昭弁護士を委員長とし、木内敬弁護士及び中野真弁護士から構成されるプロセス検証委員会（以下「当委員会」といい、当委員会による調査を「本調査」という。）を設置した。

2. 諮問事項

国立大学法人東京大学から当委員会に諮問された事項は以下のとおりである。

- (1) カンナビ案件及び整形案件に関する東京大学の対応プロセスの検証
- (2) 上記検証により、東京大学に不適切な対応が認められた場合における東京大学のガバナンスの在り方に関する提言

3. 当委員会の構成

当委員会の構成は以下のとおりである。

- 委員長 山口利昭 弁護士（山口利昭法律事務所）
- 委員 木内 敬 弁護士・公認会計士（三浦法律事務所）
- 委員 中野 真 弁護士（渥美坂井法律事務所・外国法共同事業）

なお、委員長以下委員及びその補助者は、いずれも東京大学とは利害関係のない外部の専門家である。

また、当委員会は、三浦法律事務所及び渥美坂井法律事務所・外国法共同事業の以下の弁護士を補助者とし、関係資料の収集、関係者に対するヒアリングその他当委員会における検

¹ Y氏は、2025年3月31日に退職している。

² 問題となった奨学寄附金を受領した当時、M氏が附属病院整形外科・脊椎外科に所属していたことによる。

証及び評価の補助のために起用した。

三浦法律事務所 河尻拓之、前田優理香

渥美坂井法律事務所・外国法共同事業 中村裕史、吉田広文

4. 調査実施期間

当委員会は、2026年2月5日に設置され、同年3月31日まで調査を行った。その間、委員会を14回開催し、また、電子メール等により頻繁に意見交換を実施した。

なお、本報告書における事実関係の調査及び評価は、特段の記載がある場合を除き、2026年3月25日（以下、2026年3月25日を「本調査基準日」、2026年3月31日を「本報告書日」という。）を基準として行われている。本調査基準日以降の状況の変化について、当委員会の事実認定及び評価の対象としていない。

5. 調査方法

(1) 資料の検討

当委員会は、東京大学の職員から構成される当委員会の事務局を通じ、東京大学より提出を受けた各種議事録・面談メモ・関係者間のメール・規則類・外部弁護士による調査報告書及びその証拠資料等について精査した。

(2) ヒアリング等の実施

当委員会は、別紙のとおり、関係者24人³に対しヒアリングを行った。加えて、別紙のとおり、関係者5人から意見書の提出を受けたため、当委員会は、これらをヒアリングに代わる書面と位置付け、ヒアリングと同等に取り扱った。さらに、関係者5人と意見交換を行った。

なお、カンナビ案件においては、東京大学が内部調査を停止した理由の一つとして、「警察からの要請」があったことが挙げられている。そこで、当委員会は、「警察からの要請」の具体的内容及びその実態を確認すべく、警視庁[REDACTED]に対し、質問書を添付した上で担当者との面談を文書で申し入れるとともに、面談が困難である場合には書面にて回答をするよう依頼した。しかしながら、同庁からは、内部で検討したが、総合的な判断により、面談及び書面での回答のいずれについても差し控える旨の連絡を受けた。以上の経緯から、当委員会は、警察関係者へのヒアリングや書面等による確認は実施していない。

当委員会の設置に先立ち、東京大学は2025年5月、外部法律事務所の弁護士（以下「弁護士調査チーム」という。）に対しカンナビ案件の調査をそれぞれ委託し、弁護士調査チー

³ 国広総合法律事務所の弁護士3名に対しては同時にヒアリングを行った。

ムにおいて、デジタル・フォレンジック調査が実施されていた。そのため、当委員会は、弁護士調査チームにおいて行われたメールデータ等の取得対象及び精査方法の適切性を確認したうえで、必要に応じ、弁護士調査チームが得たデジタル・フォレンジック調査の結果を参照することとした。また、本件検証対象に関連するメール（本部間、又は本部と附属病院間等のメール等を含む。）については、当委員会の事務局を通じて提供がなされた。これらの状況を総合的に勘案し、当委員会による独自のデジタル・フォレンジック調査は不要と判断し実施していない。

6. 留保事項

本報告書における事実認定及び評価等については、本調査の性質上、以下の制約及び留保事項が存在する。

- 本報告書における事実関係の調査及び評価は、特段の記載がある場合を除き、本調査基準日（2026年3月25日）を基準として行われている。本調査基準日以降の状況の変化については、当委員会の事実認定及び評価の対象としていない。
- 当委員会の調査及び本報告書の作成は、諮問事項に関する客観的な事実関係の把握、原因の究明、及び再発防止策の提言を目的として行ったものである。したがって、本報告書における事実認定や委員会としての評価は、関係者個人の民事上、刑事上、又は行政上の法的な責任の有無を確定し、あるいはこれを直接的に追及することを目的とするものではない。
- 当委員会の事実認定等は、限定された時間の中で取得・収集した情報、資料等に基づくものである。したがって、当委員会の活動期間終了後に新たな証拠等が顕出した場合には、当委員会が認定した事実関係やその評価が覆る可能性がある。
- 当委員会は、東京大学から開示を受けた関係資料や、関係者に対するヒアリング等に基づき事実認定を行っており、不審な点や矛盾点については、慎重に確認を行っているものの、独自にこれらの開示資料及び情報の真実性につき網羅的な裏付けは行っていない。また、当委員会の事実認定等は、提出された関係資料が全て真正かつ完全な原本又は正確な写しであることを前提とし、ヒアリングにおける関係者の供述については、他の証拠と矛盾をせず内容において不自然・不合理でない限りは、記憶に沿った供述がされているという前提で行っている。
- 5.(2)に記載のとおり、警察関係者へのヒアリングや書面による確認、並びに当委員会による独自のデジタル・フォレンジック調査は実施していない。

第2 東京大学の概要

1. 東京大学の組織

国立大学法人東京大学は、学校教育法上の「大学」(学校教育法1条)である東京大学を設置する法人(国立大学法人法4条)である。国立大学法人東京大学及び東京大学⁴は、全学組織と教育研究部局からなる(東京大学基本組織規則(以下「基本組織規則」という。)2条2項)。

(1) 全学組織

東京大学には全学組織として、総長の下、理事、副学長、執行役、副理事、総長補佐及び総長特任補佐からなる総長室(基本組織規則13条1項)などがある。総長室の下には、後述3.(2)の内部監査室が設置されている。

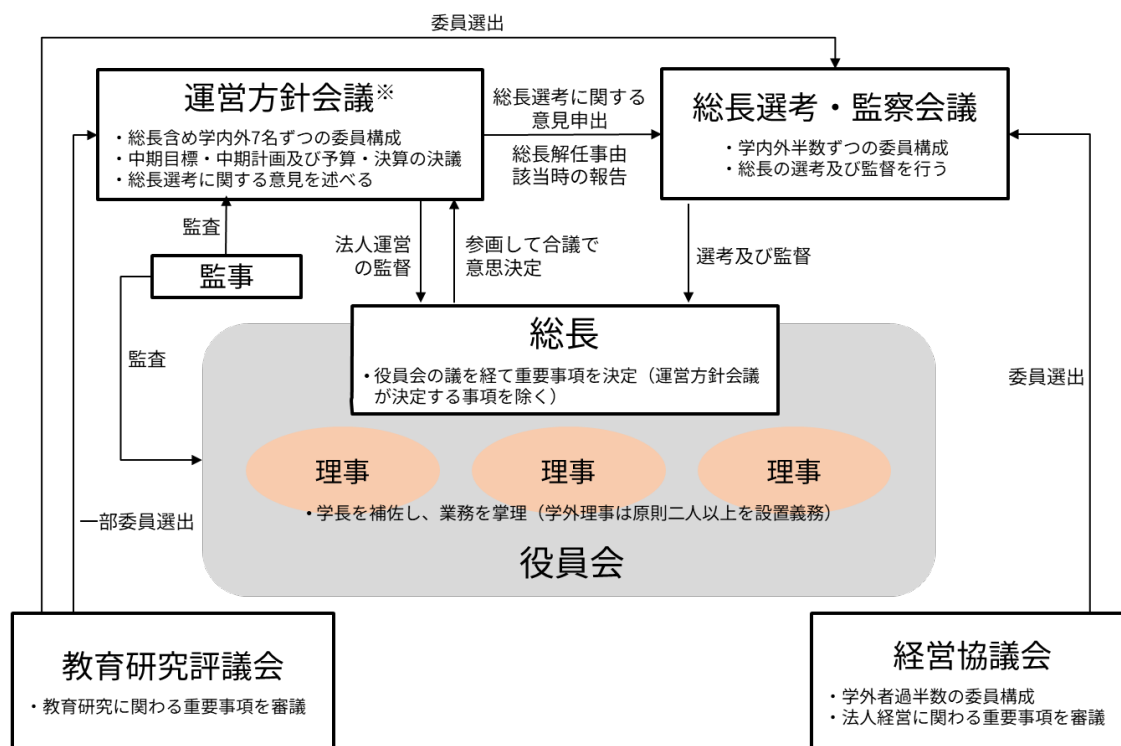
また、教育研究部局の業務に属さない本部業務を分掌するための組織として、本部事務組織が置かれている(基本組織規則18条)。本部事務組織には、教育研究推進業務又は法人業務を行う課及び監査課が置かれ、理事を補佐し1又は2以上の課を統括させるため部長が置かれている(東京大学事務組織規則2条1項、2項)。本部法務課(以下「法務課」という。)を統括するのは総務部長である。本報告書においては、総長、理事及びこれを補佐する本部事務組織等を総称して「大学本部」又は「本部」という。

(2) 教育研究部局

東京大学には、教育研究部局として医学部を含む10学部(基本組織規則23条)及び医学系研究科を含む13の大学院研究科(基本組織規則28条)が設置されている。また、医学部の附属施設として、東京大学医学部附属病院(基本組織規則3条2項)や各種研究所等が設置されている。本報告書においては、全学を統括する「本部」と対比する観点から、これらの学部・研究科・附属病院・各種研究所等を総称して「部局」という。

⁴ 国立大学法人東京大学は国立大学法人法上の法人であり、東京大学は学校教育法上の大学であるが、これらは一体として運営がなされているため、以下、単に「東京大学」と述べる場合でも、「国立大学法人東京大学及び東京大学」を意味することがある。

2. 東京大学の役員及び運営体制



※運営方針会議は2024年10月施行の国立大学法人法改正により新たに設置

東京大学のガバナンス図

(1) 国立大学法人法上の役員

国立大学法人東京大学は、役員として、本報告書日現在、総長1名のほか、理事9名（うち非常勤1名）、監事2名（うち非常勤1名）の計12名が選任されている。

総長は、大学法人を代表し、その業務を総理する（基本組織規則5条1項前段）。総長は、総長選考・監察会議の選考に基づき、文部科学大臣が任命する（国立大学法人法12条1項、基本組織規則5条4項）。理事は、総長の定めるところにより、総長を補佐して大学法人の業務を掌理する（基本組織規則6条1項）。理事は、総長が任期を定めて任命する（同条3項）。また、総長は、全学又は部局に関する重要な規則の制定改廃その他の重要事項について決定しようとするときは、総長及び理事で構成する役員会の議を経なければならない（基本組織規則7条1項）。加えて、大学法人の経営に関する重要事項については経営協議会⁵

⁵ 経営協議会は国立大学法人法20条に基づき設置される国立大学法人の経営に関する重要事項を審議する機関であり、総長、総長が指名する理事及び職員、学外者から総長が任命する者からなり、このうち、過半数は学外者でなければならない（国立大学法人法20条2項、3項、東京大学経営協議会規則3条1項、2項）。

による審議を経るものとされている（基本組織規則 5 条 2 項）。

さらに、中期目標についての意見や中期計画の作成又は変更に関する事項、財務諸表、予算、事業報告及び決算報告書の作成に関する事項については、運営方針会議⁶の決議により決定する（運営方針会議規則 5 条 1 項）。運営方針会議は、大学法人の運営が運営方針事項の内容に基づいて適切に行われているかどうかを監督し、適切に行われていないと認めるときは、総長に対し、大学法人の運営を改善するために必要な措置を講ずることを求めることができる（運営方針会議規則 5 条 2 項）。

(2) 学校教育法に基づく教学上の運営体制

東京大学は、学校教育法上の「大学」（学校教育法 1 条）であり、学術の中心として、広く知識を授けるとともに、深く専門の学芸を教授研究し、知的、道徳的及び応用的能力を展開させることを目的とする（学校教育法 83 条 1 項）。

総長は、前述の法人を代表する役割に加え、学校教育法に基づく東京大学の長として、その校務をつかさどり、所属職員を統督する（基本組織規則 5 条 1 項後段）。

また、学校教育法の定めるところにより副学長が置かれている（基本組織規則 14 条 1 項）。副学長は、東京大学の教授のうちから総長が任命し、総長を補佐して校務を掌理する（同条 1 項、2 項）。なお、法人の業務を掌理する理事は、この副学長（又は教授）を兼ねることが認められており（基本組織規則 6 条 4 項）、これにより法人運営と教学上の運営との連携が図られている。

総長は、東京大学の教育研究に関する重要事項について決定しようとするときは、教育研究評議会⁷（以下「評議会」という。）による審議を経なければならない（基本組織規則 5 条 2 項）。さらに、各学部及び大学院の各研究科等に教授会が設置されている（基本組織規則 24 条 1 項、29 条 1 項）。教授会は、学生の入学及び卒業に関する事項、学位の授与に関する事項など、当該学部における教育研究に関する重要な事項について審議し、学部長に対して意見を述べる役割を担っている（基本組織規則 24 条 2 項）。

3. 監査体制

東京大学では、以下の監事監査、内部監査及び会計監査人監査からなる監査体制が構築さ

⁶ 運営方針会議は国立大学法人法 21 条の 3 に基づき設置される国立大学法人の運営方針事項について決議するとともに、決議した内容に基づいて適切に国立大学法人の運営が行われているかどうかについての監督を行う機関であり、総長が、総長、教学に関する学内資源配分を職務分担とする理事、財務を職務分担とする理事、理事のうちから適切であると認める者、評議会の推薦に基づく者、学外者で高い見識を有する者等から任命する（東京大学運営方針会議規則（以下「運営方針会議規則」という。）2 条）。

⁷ 評議会は、国立大学法人法 21 条 1 項に基づき設置される国立大学の教育研究に関する重要事項を審議する機関である。評議会は、総長、総長が指名する理事、大学院研究科、研究所等の重要な組織の長のうち、評議会が定める者、総長が指名する職員からなる（東京大学教育研究評議会規則 3 条 1 項）。

れている。

(1) 監事監査

国立大学法人は、監事2人を置かなければならず（国立大学法人法10条1項）、2人のうち少なくとも1人は常勤である必要がある（同条2項）。監事は、文部科学大臣により任命される（国立大学法人法12条8項）。本報告書日現在、国立大学法人東京大学の監事は、亀井純子氏（常勤）及び山口大介氏（非常勤）の2名である。

監事は、国立大学法人東京大学の業務を監査し、その他国立大学法人法の定める職務⁸を行う（基本組織規則8条1項）。監事は、監査の結果に基づき、必要と認めるときは総長や文部科学大臣等に意見を提出することができる（国立大学法人法11条11項）。

監事は役員会、運営方針会議、経営協議会、評議会等の重要な会議へ出席し意見を述べる権限を有するほか（国立大学法人東京大学監事監査要綱（以下「監事監査要綱」という。）12条）、業務執行に関する重要文書の事前回付を受け（監事監査要綱13条）、法人の内部統制システムの構築・運用状況を監視・検証する役割も担っている（国立大学法人東京大学監事職務指針10条）。

(2) 内部監査

東京大学の内部監査室は、総長室の下に設置されており（東京大学内部監査室内規（以下「内部監査室内規」という。）1条）、本報告書日現在、13名からなる。内部監査の種類は、業務監査及び会計監査からなり（国立大学法人東京大学内部監査実施要綱（以下「内部監査実施要綱」という。）5条1項）、業務監査とは、国立大学法人東京大学における諸業務及び制度（機構・規程・権限・業務分掌等）の運用状況が適正かつ妥当であるかを検証するとともに、組織運営・業務管理のあり方については合理性・効果性の観点から、事務処理のあり方については正確性・効率性の観点から問題提起を行うことをいい（同条2項）、会計監査とは、大学法人の取引が正当な証拠書類により事実に基づいて処理され、会計関係帳票が法令及び諸規程に準拠し適正に記録されているかを検証するとともに、予算の執行状況について合法性・効率性の観点から問題提起を行うことをいう（同条3項）。

内部監査の実施にあたり、監査員は被監査部局に対して帳票書類の閲覧、提出、関係者からの事情聴取等を求める権限を有している（内部監査実施要綱8条）。監査の結果は、内部監査実施報告書として総長に報告されるとともに、その写しが監事にも送付される（内部監査実施要綱20条）。また、内部監査室は監事及び会計監査人と緊密な連携を図り（内部監査

⁸ 国立大学法人法上、監事の業務として、国立大学法人の業務の監査の他、監査報告の作成（同法11条6項後段）、国立大学法人法等の規定による認可、承認、認定及び届出に係る書類等の調査（同条8項）、学長又は文部科学大臣への意見の提出（同条11項）、役員の上不正行為等に関する学長等への報告（同法11条の2）、並びに財務諸表、事業報告書（会計に関する部分に限る。）及び決算報告書の監査（国立大学法人法35条の2、独立行政法人通則法39条1項等）が定められている。

実施要綱 3 条 2 項)、監事の要請に応じて監事監査の補助を行うことができる (内部監査室内規 4 条)。

(3) 会計監査人監査 (外部監査)

国立大学法人は、財務諸表、事業報告書 (会計に関する部分に限る。) 及び決算報告書について、監事の監査のほか、会計監査人の監査を受けなければならない (国立大学法人法 35 条の 2、独立行政法人通則法 39 条 1 項)。会計監査人は、文部科学大臣が選任する (国立大学法人法 35 条の 2、独立行政法人通則法 40 条)。会計監査人は、公認会計士又は監査法人でなければならない (独立行政法人通則法 41 条 1 項)。本報告書日現在、会計監査人は、EY 新日本有限責任監査法人である。

4. コンプライアンス体制

(1) コンプライアンス体制の概要

東京大学コンプライアンス基本規則 (以下「コンプライアンス基本規則」という。) において「コンプライアンス」とは、法令、東京大学の規則、教育研究固有の倫理その他の規範を遵守することをいう (コンプライアンス基本規則 2 条 1 号) とされ、「コンプライアンス事案」とは、東京大学の構成員が法令又は東京大学の規則に違反し又は違反するおそれのある事実及び東京大学の構成員に準ずる者が、東京大学の経営及び教育研究活動に参画又は従事する場合において、当該参画又は従事する活動に関連して法令又は東京大学の規則に違反し又は違反するおそれのある事実をいう (同条 9 号) とされている。

コンプライアンス推進における最高責任者は総長とされ (コンプライアンス基本規則 4 条)、総長は、コンプライアンス推進に関する業務を総括させるため、コンプライアンス総括責任者を理事の中から指名する (コンプライアンス基本規則 5 条 1 項、3 項)。東京大学では、2023 年 8 月から 2026 年 1 月 15 日まで角田喜彦氏が、同月 16 日以降、菅野暁氏がコンプライアンス総括責任者に指名されている。また、各部局 (附属病院を含む (コンプライアンス基本規則 2 条 8 号)) には、当該部局に係るコンプライアンスの推進に関し指揮をさせるため、「コンプライアンス推進責任者」が置かれている (コンプライアンス基本規則 6 条 1 項)。附属病院のコンプライアンス推進責任者は附属病院長 (コンプライアンス基本規則別表第 1) とされている。

(2) 通報受付体制

東京大学では、次のとおり学内及び学外の通報窓口が設置され (東京大学コンプライアンス通報窓口の運営及びコンプライアンス事案に係る調査等に関する細則 (以下「通報細則」という。)) 3 条 1 項)、法務課長が、通報受付管理者とされている (通報細則 3 条 4 項)。

学内窓口： 東京大学本部法務課 東京大学コンプライアンス通報窓口

学外窓口： ダイヤル・サービス株式会社 東京大学コンプライアンス通報窓口

学外窓口については、通報者のプライバシーを守り通報しやすい環境を提供するため、民間相談機関（ダイヤル・サービス株式会社）に委託されており、郵送、ウェブ、電話による通報が可能である（コンプライアンスリーフレット）。

通報受付管理者は、通報窓口への通報を受理したときは、これをコンプライアンス総括責任者に速やかに報告するものとされている（通報細則 4 条 4 項）。

報告の方法について、通報細則に定めはないものの、東京大学での運用上、毎週 1 回開催される、コンプライアンス総括責任者、コンプライアンス総括補佐担当執行役・副学長、顧問弁護士、総務部長及び法務課の職員が出席する打合せにおいて、コンプライアンス総括責任者に報告を行うほか、緊急性がある場合などには、当該打合せを待たずに、コンプライアンス総括責任者に報告することとされている。

報告を受けたコンプライアンス総括責任者は、コンプライアンス基本規則 17 条に定める調査の必要性を検討し、必要に応じて事実関係についての予備調査を実施することができる（通報細則 6 条 1 項、2 項）。コンプライアンス総括責任者は、通報があった日から 20 日以内（原則）に、予備調査を実施するかどうかについて、通報者に通知するよう努めるものとする（通報細則 6 条 4 項）。

コンプライアンス総括責任者は、必要に応じて当該コンプライアンス事案の事実関係について、当該部局のコンプライアンス推進責任者又は当該業務を所掌する理事等に対し、調査を要請するものとする（コンプライアンス基本規則 17 条 1 項）。なお、コンプライアンス総括責任者が直轄の委員会を設置するなど、自ら調査を行うことも妨げられない（コンプライアンス基本規則 17 条 1 項ただし書、通報細則 8 条 1 項）。

調査を行ったコンプライアンス推進責任者等は、その結果をコンプライアンス総括責任者に報告しなければならない（コンプライアンス基本規則 17 条 3 項）。

運用上、コンプライアンス総括責任者から部局に調査を要請する場合には、部局において証拠の収集、ヒアリング等の調査を実施し、調査結果がコンプライアンス総括責任者に報告される段階において、コンプライアンス総括責任者は調査結果を把握することが多い。調査の実施中においては、部局がコンプライアンス総括責任者及び法務課に対し、調査の進捗状況について、逐次の共有を行うことは、学内規則等では定められていない。ただし、調査に通常よりも時間を要している等、必要な場合は部局に進捗確認を行う、あるいは部局から進捗報告が行われることがある。

これに対して、コンプライアンス総括責任者が自ら調査を実施する場合には、法務課の職員自ら、又は同課から委託を受けた外部の法律事務所の弁護士等が、ヒアリングを含めた調査や、調査報告書の作成を実施し、進捗についても、法務課自身が管理をしている。

また、調査が終了したときは、認定した事実や是正措置等の調査結果について、当該通報

者及び被通報者に通知しなければならない（通報細則 8 条 3 項）。通知を受けた通報者及び被通報者は、原則として通知を受けた日から 20 日以内に、コンプライアンス総括責任者に対し、再調査の申立てを行うことができる（通報細則 9 条 1 項）。

5. 教員の懲戒手続

(1) 懲戒の事由及び種類

東京大学教職員就業規則（以下「教職員就業規則」という。）及び東京大学医学部附属病院教職員就業規則（以下「附属病院就業規則」という。）において、教職員が正当な理由のない欠勤、故意又は重大な過失による損害、刑法犯に該当する行為、大学法人の名誉・信用の毀損、素行不良、経歴詐称、その他規則違反等に該当する行為を行った場合には、懲戒に処するとされている（教職員就業規則 38 条及び附属病院就業規則 38 条）。

懲戒の種類は、戒告、減給、出勤停止、停職、諭旨解雇又は懲戒解雇の 6 区分とされている（教職員就業規則 39 条及び附属病院就業規則 39 条）。

(2) 懲戒の手続

東京大学の教授、准教授、講師、助教及び助手（附属病院に勤務するものを含む。以下「教員」という。）については、東京大学教員懲戒手続規程（以下「懲戒手続規程」という。）又は東京大学医学部附属病院教員懲戒手続規程⁹の定める手続によるのでなければ、懲戒に処せられることはない（東京大学教員の就業に関する規程 9 条又は東京大学医学部附属病院教員の就業に関する規程 9 条）。

具体的には、総長又は部局長は、部局に勤務する教員に懲戒事由が存在すると思料する場合には、原則として、部局において事実の調査を行う（懲戒手続規程 2 条 1 項、2 項、以下、教員懲戒委員会に付議する前に実施する調査を「先行調査」¹⁰という。）。ただし、事案の性質上部局に調査を行わせることが不相当である場合又は事実の内容が極めて明白である場合には、総長は、部局による先行調査を経ることなく、直ちに教員懲戒委員会（以下「懲戒委員会」という。）に事実の調査及び審査を付議することができる（懲戒手続規程 2 条 3 項）。

先行調査の結果、懲戒処分を行うことが適当であると思料される場合には、総長は、評議会の下に置かれる懲戒委員会に審査を付議する（懲戒手続規程 3 条 2 項）¹¹。

⁹ 両懲戒手続規程は、実質的に同一の内容を定めている。以下、本報告書においては、記述の煩雑さを避けるため、懲戒手続規程の条文番号のみを引用するが、「東京大学医学部附属病院教員懲戒手続規程」においても、同番号の条文に同内容の規定がなされている。

¹⁰ 「先行調査」は、懲戒手続規程 2 条に基づき部局が行う調査のみならず、コンプライアンス基本規則や東京大学ハラスメント防止委員会規則等に基づく調査を含む。

¹¹ 教員ではない職員に対して懲戒を行う場合においては、懲戒委員会の付議を経る必要はない。

(3) 懲戒委員会における調査審議

懲戒委員会は、常置の委員会とされており（懲戒手続規程 4 条 1 項）、副学長を委員長とし、総長の提案に基づき評議会が定める数の評議員及び総長の提案に基づき評議会が定める数の専門委員で構成される（同条 2 項）。専門委員は、東京大学の教授又は准教授から選任される（同条 4 項）が、そのほか、東京大学の教職員以外の法律家等からも選任することができる（同条 5 項）。委員は、総長の提案に基づき、評議会が選任する（同条 6 項）。

総長から、審査を付議された場合、懲戒委員会は、調査委員会を設置する（懲戒手続規程 5 条 1 項、以下、懲戒委員会の下に設置された調査委員会を「懲戒調査委員会」という。）。懲戒調査委員会は、原則として、懲戒委員会委員 3 名で構成され、少なくとも評議員 1 名を含まなければならない（同条 2 項）。懲戒調査委員会は、必要に応じ、本学の教職員以外の法律家等の補助を求めることができる（同条 3 項）。

また、懲戒事由に係る事実の内容が極めて明白である場合には、懲戒調査委員会の設置を要しない。この場合には、懲戒委員会が調査を行う（同条 6 項）。

懲戒委員会又は懲戒調査委員会は、調査の対象となる教員に書面又は口頭による弁明の機会を与えなければならない（懲戒手続規程 6 条）。

(4) 懲戒処分が発令

懲戒委員会は、懲戒調査委員会の調査の結果に基づき、審議を行い、懲戒処分の要否及び懲戒処分を要する場合のその内容の案を決定する（懲戒手続規程 8 条 1 項）。この決定は、委員の 3 分の 2 以上が出席し、出席した委員の 3 分の 2 以上の賛成によって行う（同条 2 項、3 項）。

総長は、懲戒委員会から懲戒処分を要する旨を決定したとの報告を受けた場合、同委員会が決定した懲戒処分の内容の案を踏まえて¹²、懲戒処分を発令する（懲戒手続規程 9 条）。

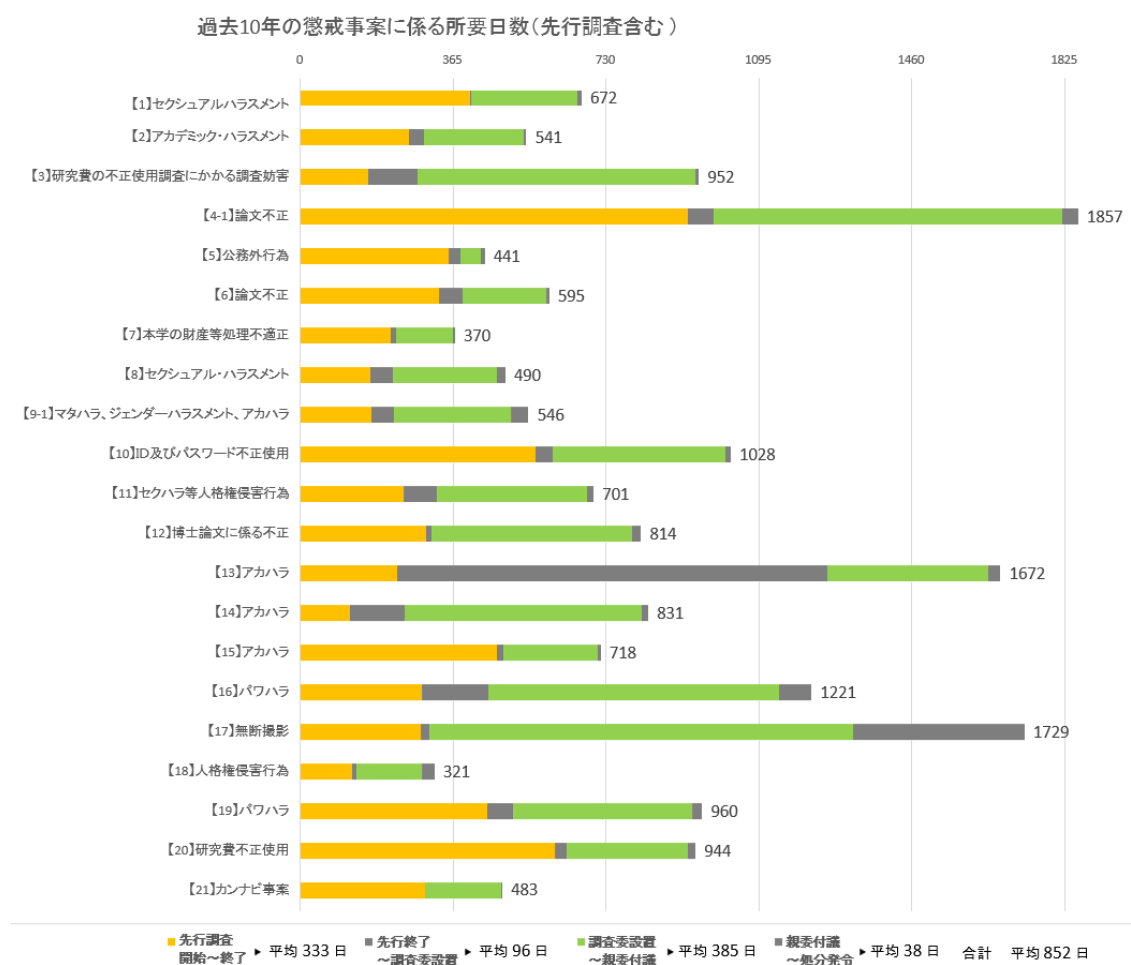
(5) 懲戒処分発令までに係る所要日数

東京大学では、懲戒事由に当たり得る事案を認知した場合、概ね、先行調査、総長による懲戒委員会への付議決定、懲戒委員会の下に懲戒調査委員会の設置、懲戒調査委員会による調査、懲戒委員会へ懲戒調査委員会による調査結果の付議、懲戒委員会による懲戒処分案の決定、総長による懲戒処分の発令の経過をたどる。次のグラフは過去 10 年の懲戒事案にお

¹² 2015 年 4 月 1 日より前は、総長は、懲戒委員会が決定した懲戒処分案に「基づいて」懲戒処分を発令するものとされていた。しかし、2014 年に、学長のリーダーシップの下で戦略的に大学を運営できるガバナンス体制を構築するための学校教育法等の改正が行われた際に、文部科学省より、学長の校務に関する最終決定権が担保されているかという観点から、内部規則の適切な総点検・見直しを行うことを求められた結果（「学校教育法及び国立大学法人法の一部を改正する法律及び学校教育法施行規則及び国立大学法人法の一部を改正する省令について」（通知）（平成 26 年 8 月 29 日 文部科学省高等教育局長／研究振興局長））、2015 年 4 月 1 日に懲戒手続規程が改正され、現在の「踏まえて」との規定となった。

いて、先行調査から懲戒処分発令までに要した日数を図示したものである¹³。これによると、平均で次の日数を要している。

先行調査開始～先行調査終了	: 333 日
先行調査終了～懲戒調査委員会設置	: 96 日
懲戒調査委員会設置～懲戒委員会付議	: 385 日
懲戒委員会付議～懲戒処分発令	: 38 日
合計	: 852 日



このように、東京大学では、平均すると先行調査に概ね 11 か月、懲戒調査委員会設置に 3 か月、懲戒調査委員会の調査に 1 年、その後の懲戒処分発令まで 1 か月を要しており、事案の認知から懲戒処分の発令までは 2 年 4 か月を要している。

¹³ ただし、整形案件に係る懲戒処分は、本調査基準日後に発令されたため、含まれていない。

6. 国立大学法人ガバナンス・コードの定め及び東京大学の適合状況

(1) 国立大学法人ガバナンス・コードにおけるコンプライアンス・説明責任

国立大学法人ガバナンス・コード（2024年7月1日改定）においては、国立大学のコンプライアンス・説明責任に関して次のように記載されている。

「国立大学法人には高い公共性が認められることから、国から各種の財政支援や様々な税制上の優遇措置を受けている。したがって、国立大学法人は自らの営利追求ではなく、その資源を効果的・効率的に活用することで、社会全体の発展に貢献することを責務として負っている。しかし、今後、国立大学法人が自主的に改革・発展し、目指すべき姿に近づくためには、国から安定的な基盤的経費を得つつも、またさらに多様な財源確保を図る必要がある。そのためにも、国立大学法人は強靱なガバナンス体制のもとで成果とコストを意識した戦略的な法人経営を行い、また社会に対する説明責任を果たすことで、社会からの信頼と理解を得ることが不可欠である。」(I はじめに (強靱なガバナンス体制の必要性))

「国立大学法人は、公共的財産として、我が国社会全体の発展に対して責任を負っており、国立大学法人は多様な関係者を有する。この責任を果たしていくためには、国立大学法人が教育・研究・社会貢献機能を最大限発揮し続けることが求められ、自らのミッションを踏まえ、国からの運営費交付金を重要な財政基盤としながら、その実現に向けて自主的・自律的・戦略的に発展・改革できる体制を構築しなければならない。そして、その姿を示し、多様な関係者の理解と支持を得ることで、社会に対する説明責任を果たしていく必要がある。」(II 基本原則1・考え方)

「国立大学法人は、教育・研究・社会貢献機能を最大限発揮し、我が国、地域の発展のために中核的な役割を果たすため、社会から理解と支持を得るとともに、適切に連携・協働を行っていくべきであり、そのために、情報の公表を通じて透明性を確保すべきである。」(II 基本原則4 ※抜粋)

「国立大学法人は、社会から信頼を得るためには高い公共性を担保し、持続的・継続的に発展できる組織であることを示さなければならない。そのためには、コンプライアンスや内部通報・外部通報等の自らを律する内部統制の仕組みを整備し、それらを確実に機能させ、適正な法人経営を確保するとともに、その運用体制を公表することによって、法人の安定性と健全性を社会に示すことが必要である。」(II 基本原則4・考え方 ※抜粋)

すなわち、国立大学法人は、高い公共性を有し、国からの財政支援を受けていることから、多様なステークホルダーに対する高度な説明責任を負っており、その責任を果たすためには、実効性のある内部統制やコンプライアンス体制を含む強靱なガバナンス体制を構築し、それを自律的に運用しなければならない。

(2) 東京大学の適合状況の公表

東京大学は、2025年10月23日、国立大学法人ガバナンス・コードに係る適合状況等に

関する報告書(令和7年度)を公表した。同報告書においては、国立大学法人ガバナンス・コードの各原則を全て実施していること、社会連携講座等に対するガバナンス状況等について検証し、迅速に制度の改革を図るため、2025年6月に「社会連携講座等検証・改革委員会」を設置したこと、「民間企業等から資金等を受け入れて行う研究・教育における制度の改革策」を取りまとめ、同年10月に公表していること、本改革策に示す「教職員の倫理意識の徹底」、「大学本部によるガバナンスの強化」、「講座等の設置及び契約時における確認・チェック体制の整備」、「活動開始後の部局による管理の強化」の4つを柱とした社会連携講座等の運営に関する改革策について、これらを直ちに実行に移し、大学としてガバナンスを強化した適切な運営体制を構築していくこと、コンプライアンス対応体制の抜本的な再構築を速やかに進めることなどが記載されている。

第3 調査の結果認められた事実関係

1. カンナビ案件

(1) カンナビ案件の認知から対応本部設置までの経緯

ア 内部通報と初期対応¹⁴

法務課長を通報受付管理者とする東京大学学内のコンプライアンス通報窓口（以下「通報窓口」という。）は、2024年9月18日、N協会代表のH氏（以下「本件通報者」という。）から、同月17日付の以下の内容の内部通報¹⁵（以下「本通報」という。）を学外窓口のウェブフォームを通じて受け付けた。

- S氏からN協会に対し、東京大学には秘密裏に1300万円を支払うほかS氏に対して更なる便宜を図るよう命令し、本件通報者がその場で承諾をしなかったところ、S氏が本件通報者に対し、講座¹⁶をつぶしN協会を抹殺するなどと宣言した。
- ネットメディアのジャーナリストから、N協会に対し、S氏及びY氏が執務時間中にソープランドに入り浸っていることについて取材を受けた。

これに対し、翌19日、通報窓口は、事実であればコンプライアンス事案としての対応を要する可能性があると判断されるため、客観的かつ合理的根拠となり得る資料、通報窓口における対応の検討に資すると思われる客観的な情報等があれば、提供するよう求める連絡を本件通報者に電子メールで行った。

同日（9月19日）、法務課は、附属病院を通じて事実確認を行うため、附属病院事務部に本通報の内容を通報者名を伏せて共有し、附属病院事務部から連絡を受けた附属病院長は、同日、S氏を附属病院長室に呼び、附属病院総務課長の同席の下、S氏と面談し、本通報で言及されている恐喝の事実の有無を尋ねた。この際、S氏は、附属病院長に対し、「こっちが被害者ではめられている。」旨述べ、事実関係を否認した

¹⁴ 本調査に際しては、東京大学の本件通報者への対応に関する検証が不可欠である一方、本件通報者は週刊誌への情報提供や記者会見を行い、その中で、東京大学のコンプライアンス通報窓口に通報をしたことを自ら明らかにしていること等を踏まえて、東京大学の本件通報者への対応に関する検証を行っている。

¹⁵ 本件通報者は東京大学の特任研究員の職名を持つとともに、東京大学と外部団体との共同研究に従事する者であることから、いずれにおいても通報窓口を利用できる「本学の構成員等」（コンプライアンス基本規程12条1号・同2条7号）に該当する。また、後述のとおり、公益通報者保護法上の「公益通報」（同法2条1項）にも該当すると考えられる。

¹⁶ 医学系研究科・医学部臨床カンナビノイド学講座を指し、N協会は同講座の共同研究者であった。

本件通報者は、同月 23 日、通報窓口に対し、S 氏及び Y 氏が不適切遊興をするための必要経費として、本件通報者に対し、S 氏が指定する日時に、月 2 回程度、1 回につき 60 万円の費用の捻出を強いている旨の連絡を電子メールで行った。

同月 24 日、オンラインメディアから東京大学本部に、以下の事実を含む、S 氏及び Y 氏の行為について尋ねる質問状が届いた。

- S 氏が本件通報者に対して「1300 万円を早く持ってこい、殺すぞ、なめてんのか」と述べた事実を東京大学として把握しているか否か。
- S 氏及び Y 氏が、月 2 回、本件通報者に銀座クラブ及びソープランドの接待経費を支出させており、1 回の額は、銀座のクラブの場合は 60 万円、ソープランドの場合は 40 万円に上ることを東京大学として把握しているか否か。

同質問状は、法務課より、誹謗中傷に近い印象があると評価され、広報課もこれに同意し、本部において同質問状への回答は行われなかった。

上記オンラインメディアからの質問状は、附属病院にも届いており、同月 26 日、同質問状に記載された事実の確認のため、附属病院長が、附属病院事務部長、同総務課長の同席の下、S 氏との面談を実施し、質問状に記載されている事実の有無を尋ねた。この当時、S 氏にも、同じ質問状が届いていたことから、S 氏は弁護士と相談して作成したという回答文書を附属病院長に示し、回答した。この回答において、S 氏は、本件通報者と飲食をした事実及び費用について本件通報者が拠出した事実を一定程度認めたが、ソープランドに行った理由については、L 医療社団法人との間で作成されたとされる業務委託契約書を示したうえで、「性風俗店に行ったのは性感染症の研究目的である。」旨述べ、研究成果として「性感染症に対する調査」と題する書面¹⁷を示した。なお、S 氏から示された「性感染症に対する調査」と題する書面には、簡単なアンケート結果が記載されているだけであった。その後、同日中に、附属病院総務課長から法務課に、S 氏が持参した上記回答文書や契約書、「性感染症に対する調査」と題する書面が共有された。

翌 27 日、法務課からコンプライアンス総括責任者に対し、S 氏の上記回答文書を含む資料が共有された。当該資料を確認したコンプライアンス総括責任者は、本通報の内容が確からしいと考え、法務課に対して、「重大なコンプライアンス案件として速やかに病院に調査を依頼するよう準備をお願いします。一読した限りですが、不適切な行為が含まれており、懲戒に十分つながりうると思います。」と附属病院に調査を依頼するよう指示した。

また、同日、本件通報者から本通報に関する資料として、USB フラッシュメモリが法務

¹⁷ 後日の弁護士調査チームの調査によると、同書面（合計 15 通）の Word ファイルの作成日に関するプロパティ情報は全て同一日の 2024 年 9 月 19 日であった。

課宛てに郵送された。同フラッシュメモリの中には、S氏が殺すぞと発言したことについてY氏が感想を述べている場面の録音及び反訳、飲食店やタクシーの領収書の他、ソープランドの待合室で待つS氏及びY氏を写したとされる写真、ソープランドや高級飲食店の予約の指示を示しているとされるY氏と本件通報者との間のLINEのやり取りの画像や録音データ等の多数のデータが格納されていた。これらの資料についても、同日、コンプライアンス総括責任者に共有された。

上記オンラインメディアに、同月30日付でオンライン記事が掲載され、記事中には、S氏及びY氏がソープランドの待合室で待機しているとされる写真等、本件通報者から同月27日に提供された資料と同一のものを含む写真が掲載されていた(なお、同日以降、当該オンラインメディアには、カンナビ案件に関する記事が2024年12月23日までに計6回¹⁸掲載された。)

当該記事を閲覧した法務課の職員から早急な対応が必要との報告を受けたコンプライアンス総括責任者は、同日、S氏及びY氏へのヒアリングが不可欠と考えたことなどから、当該内部通報について通報細則6条に定める予備調査¹⁹は実施せず、直ちにコンプライアンス基本規則17条に定める本調査に入ることを決定した。この際、コンプライアンス総括責任者は、内容が附属病院に関するものであり、附属病院において調査を行うことが適切であると考えたこと、調査は部局で実施するのが原則であり本部による調査は例外的であること、また、重篤な事案であると評価はしていたものの、通常的事案とは異なる特殊な事案であるとは考えていなかったこと等から、コンプライアンス総括責任者自身で調査を行うこととはせず、附属病院に調査を要請することとした。

イ 附属病院に対する調査要請

通報窓口は、2024年10月4日、本件通報者に対して、内部通報の内容及び資料を検討した結果として、コンプライアンス基本規則17条に定める調査を附属病院のコンプライアンス推進責任者(附属病院長)に対して要請する必要があると判断したこと、並びにS氏及びY氏に対してヒアリングを実施する必要があると考えている旨を電子メールで連絡した。

同月9日になり、法務課と附属病院との間でコンプライアンス基本規則17条に定める調

¹⁸ 2回目以降は、同年10月7日、同月14日、同月21日、同年12月16日、同月23日。同サイトには通報窓口が本件通報者から提供を受けていないY氏とのLINEのやり取り等の画像が多数掲載されていた。

¹⁹ 予備調査とは、コンプライアンス基本規則17条に定める調査の必要性を検討するための調査を指す(通報細則6条2項)。

査要請に関しての打合せが行われ、同日から、本通報に対する調査の実施に向けた法務課と附属病院との間の協議が開始された²⁰。同日の打合せにおいて、附属病院の担当者から、本事案に関して附属病院は調査を受ける立場であり、附属病院の調査のみでは公平な調査や事実認定が難しいこと、恐喝未遂等については警察の捜査が必要な事案²¹であること等を理由として、本部が調査をするのが適切と考える旨の意見があった。コンプライアンス基本規則に基づく調査は部局に調査要請をするケースが大半であるため、部局に調査要請を行う際に、部局から本部調査を求められるケースは通常はなかった。附属病院からの意見に対し、法務課からは、内部調査は原則として各部局に依頼しており、本部で調査を行う事案は研究科長を通報対象者とするもの等に限られる旨の説明が行われた²²。

同月10日、附属病院の担当者を公益通報対応業務従事者として指定する決裁が完了した。

また、同日、本件通報者から通報窓口に対し、S氏及びY氏を講座の担当から外して欲しい、Y氏等から社会連携講座に関する研究報告がされていない等の社会連携講座に関する相談がされた。

上記本件通報者からの相談を受け、翌11日、法務課は、附属病院に対し、法務課では対応しかねるため、法務課への相談の案内はしないよう依頼した。これに対し、附属病院法務・コンプライアンス室副室長（弁護士）から、社会連携講座に関する問題も内部通報事案と密接な関連を有しており、大学全体のリーガルリスクに発展する可能性が大きいとして、本件全体の対応について理事も含めて相談することが提案された。

これを受け、同日、コンプライアンス総括責任者は、病院担当理事に対して事案の説明を行った。その結果について、コンプライアンス総括責任者は、法務課に対し、「病院担当理事に説明しました。事案の内容はすでに病院から説明されていてご理解いただいていた。今事案は今後週刊誌等で報道される可能性が高く、本学のレピュテーションに重大な影響を及ぼすものであり、全学的なリスク事案として慎重かつ迅速に対応すべきとのご意見でした。調査を病院で行うことについては了解されていまして。」と報告した。

²⁰ コンプライアンス総括責任者から部局の長に対して調査を要請する際には、決裁の上、「コンプライアンス事案にかかる事実調査の実施について（依頼）」と題する文書（調査要請書）を发出することとされているが、調査要請書に添付する別紙には、調査が必要な事項や具体的なヒアリング事項について記載がされており、本件では、この別紙の内容について検討する形で調査に向けた協議が進められた。

²¹ ただし、この時点では、実際の警察の捜査の状況についての情報は東京大学にもたらされていない。ここでは、警察の捜査の必要性を言及したものと考えられる。

²² 規程上は、コンプライアンス総括責任者は、部局のコンプライアンス推進責任者又は理事等に調査を要請し、又は自ら調査を行うものとされている（通報細則8条1項）。

[REDACTED]

[REDACTED] 附属病院から法務課に対し、L 社と N 協会との関係性及び社会連携講座の契約解除に向けた法的な取扱いも含めて、事案が複雑化して刑事事件に発展する可能性等も考慮し、本部主導で調査してほしいという意向が改めて示された。これを受けて、同月 16 日、総務部長と法務課の職員との間において、本部での調査の是非を検討し、事案が当初の想定よりも複雑であること等を踏まえ、本部調査も選択肢であり、その場合は外部の弁護士事務所に依頼することも選択肢として検討されたが、本部での調査を実施するとの結論には至らなかった。

本件通報者は、同月 17 日、通報窓口に対し、調査の進捗について報告を求めるとともに、Y 氏の講座長交代等の社会連携講座に関する相談も含め、本部に対して対面での協議を要望する旨の電子メールを送信した。しかし、通報窓口は、社会連携講座の運営や共同研究契約に関する事項はコンプライアンス窓口では対応しかねるとして附属病院に相談するよう回答した。 [REDACTED]

その後も、本部と附属病院との間で、調査事項の内容の調整が行われ、同月 28 日付でコンプライアンス総括責任者から附属病院に対して調査要請書が発出²⁴された。なお、翌 29 日には、附属病院法務・コンプライアンス室副室長から法務課に対し、附属病院の内部調査で解明できる内容は限られる可能性があるため、事案全体のリーガルリスクについて大学としてどう対処すべきか理事又は本部において検討を求める旨の要望がなされた。

[REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]

同月 29 日から同月 30 日において、附属病院から S 氏及び Y 氏に対し、ヒアリングを要請する旨の連絡が行われ、両氏のヒアリングの日程が同年 11 月 7 日に決定した。

ウ 警察からの捜査協力要請

2024 年 10 月 31 日、法務課が、警察の担当者から、面談をしたい旨の連絡を受け、同年 11 月 5 日に警察の担当者と東京大学において面談することとなった。その後、法務課から

²³ [REDACTED]

²⁴ なお、同日は調査要請書の決裁日であり、附属病院が調査を実施することは、附属病院からの 2024 年 10 月 9 日の意見にかかわらず、同月中旬頃には事実上決定していた。

警察の担当者と面談をする旨の報告を受けたコンプライアンス総括責任者は、調査が止められると困ると考え、法務課に対し、警察に対して学内の調査を継続して良いか確認をしてほしい旨を指示した。

同日、警察の担当者が東京大学を訪れ、総務部長及び法務課の職員が応対した。この際、上記コンプライアンス総括責任者からの指示を踏まえて、法務課長が、警察の担当者に対し、学内の調査の継続の可否を尋ねたところ、警察の担当者からは、「[REDACTED]」と、内部調査を差し控えるよう回答があった²⁵。また、警察の担当者からは、捜査に要する期間に関しては、少なくとも年内の終結は難しい旨の見通しが示された。

同日、コンプライアンス総括責任者は、総長に対し、カンナビ案件に関する一連の経緯を報告した後、警察から捜査への協力要請があった旨の簡易な報告を口頭で行った。また、同日に警察の担当者から示された意向を踏まえ、コンプライアンス総括責任者は、S氏及びY氏へのヒアリングを中止することを決定し、同日に、総務部長からその旨が附属病院に伝えられた。附属病院では、S氏及びY氏に対するヒアリングを同月7日に予定しており、ヒアリングを実施する旨をS氏及びY氏に伝えていたものの、同月6日中に、S氏及びY氏に対してヒアリングを中止する旨の連絡を行った。また、警察からの要請により、警察の捜査が行われている旨の情報はごく少数者への共有に留める方針となり、理事の中で当該情報をコンプライアンス総括責任者から共有された者は、総長及び病院担当理事等の少数人に留まった²⁶。

翌8日、警察の担当者が東京大学を訪れ、総務部長、法務課の職員、附属病院事務部職員が応対した。この際、総務部長が、「学内調査について改めてお伺いしたい。警察からの依頼に基づき、ヒアリングはいったんストップした。もともとコンプラ通報窓口で通報があって調査をしている。今後、内部調査はどうしたらよいか。」と尋ねたところ、警察の担当者から、「[REDACTED]」と、書類等の資料収集は可能だが本人や関係者にヒアリングをすることを控えるよう回答があった。総務部長や法務課の職員からは、「一度ヒアリングをやるという連絡をしているので、S氏及びY氏が疑心暗鬼にならないか。」「通報者対応の面でも懸念がある。通報者は長く待たされると不満を持ち、マスコミに情報を流す等の行動に出ることがあ

²⁵ 警察とのやり取りの具体的内容については、法務課の職員において作成したメモが残されているところ、同メモは、警察との面談と同時に作成されたものを、形式面を整えた上で、他の面談参加者において確認がされたものであり、信用性が高いと認められたことから、同メモに依拠して記載をしている。

²⁶ コンプライアンス総括責任者から総長への警察の捜査協力要請に関する最初の報告のタイミングについては、コンプライアンス総括責任者によれば2024年11月5日の警察との面談後直ちに口頭で報告したとのことである。なお、後述するとおり、遅くとも同月15日のコンプライアンス総括会議では報告がされている。

」と、事前に逮捕することを伝えることはないことや事前に関係資料の提供を受けられれば捜索差押えなどが必要となる回数が減る旨などが伝えられた。

2025年1月6日、警察の担当者と法務課の職員が面談した際、警察の担当者から、捜査に要する期間について、年度末までの捜査の終結は難しい旨の見通しが伝えられた。

同年2月18日、週刊文春編集部²⁹から附属病院総務課宛てに、S氏の1300万円の恐喝の事実の有無、高級飲食店やソープランドを含む接待交際費を本件通報者が支払った事実の有無の確認を含む、複数の質問が記載された質問状を送付する形での取材依頼があった。

同質問状は、同月20日に附属病院から法務課へ共有され、法務課からコンプライアンス総括責任者及び広報課に共有された。その後、法務課、広報課、附属病院総務課が上記週刊文春編集部からの質問状への対応方針について打合せを行い、「ご連絡いただきました質問事項についてはお答えできません。」とする回答方針が決定され、附属病院から週刊文春編集部に対してその旨の回答がなされた。

その後、同月25日、警察の担当者と法務課の職員が面談した際、法務課の職員は、警察の担当者から、「

」などと、マスコミへの回答についてノーコメントとするよう要請されたほか、「

」などと、S氏及びY氏へのヒアリングは行わないように改めて要請された。総務部長は、この面談において、警察の担当者に対し、「大学が何も対応していないと思われると、それは大学にとって非常に悪い影響を与える。捜査が半年、一年…と長引くにつれて大学は苦しくなる。なので、どこかで処分をしたいと思う。」などと伝えていた。

同月28日、週刊文春編集部から附属病院宛てに前記2月18日付質問状の内容をさらに具体化した内容の質問状が届き、同年3月3日に、コンプライアンス総括責任者、総長、経営企画担当理事及び附属病院長、監事2名に当該情報等が共有されたが、引き続き「ご連絡のいただきました質問事項についてはお答えできません。」と回答することが決定され、附属病院から週刊文春編集部に対してその旨の回答がなされた。

²⁹ 正式名称は「株式会社文藝春秋週刊文春編集部」。以下同じ。

されないというメッセージを出すことはできないのか等の意見が出された。

同月 12 日、衆議院厚生労働委員会において大西健介議員が、上記週刊文春の記事に関する質問を行った。

同月 14 日、東京大学新聞社から、広報課に対し、上記週刊文春の記事について質問を付する形での取材依頼があったが、広報課において、法務課に確認をした上で、「記事については把握しておりますが、現在事実確認中であり、現時点でお答えできることはありません。」と回答した。

同月 18 日にコンプライアンス総括責任者と附属病院長が面談した。この際、附属病院長から、次回報道が行われた際に、附属病院において何もしていない状況は問題であるとの意見が示され、本部において、契約の経緯や手続の不備などの点を確認するために、誰に何を聴き取りたいかを整理して、それに基づいて、学内調査としてヒアリングをして良いか警察に確認することとなった。

これを受けて同月 26 日に、警察の担当者と総務部長及び法務課の職員が面談をした際に、法務課の職員が警察の担当者に対し、「今後、報道機関からの問い合わせがあった際に備え、大学として把握しておくべき事項がいくつかあるので、医学部や病院の事務担当者にヒアリングを行ってもよいかとの質問を受けているが、いかがか。」と尋ねたところ、警察の担当者は、「[REDACTED]」としてヒアリングを実施しないよう要請した。

同年 4 月 7 日、東京新聞からコミュニケーション戦略課³²に対して、質問を付する形での取材依頼があったが、同課は、法務課に確認をした上で、「事実確認中のため、お答えすることができません。」と回答した。

カ 報道ステーションによる報道

2025 年 4 月 25 日にテレビ朝日³³から東京大学宛てに質問状を送付する形での取材依頼があった。

同日、警察の担当者と総務部長及び法務課の職員が面談をした際に、総務部長からは、「一番は S 氏にヒアリングして、しかるべく処分したいと思っている。」「一番恐れているのは、マスコミなどで大学が何も対応していないと書かれること。本学のレピュテーションリスクになる。」などと伝えたが、警察の担当者は、「[REDACTED]」として、S 氏へのヒアリングをしないよう要請した。

同月 30 日、法務課長は、コミュニケーション戦略課長から、テレビ朝日からの上記質問状に対して、附属病院において「お答えできかねる。」旨の回答をしようとしたところ、本

³² 広報課が 2025 年 4 月 1 日付で改組。

³³ 正式名称は「株式会社テレビ朝日」。以下同じ。

部ではなく附属病院が回答することに対してテレビ朝日の担当者が抗議をした旨の情報を得た。法務課長が当該情報をコンプライアンス総括責任者に共有したところ、コンプライアンス総括責任者から総務部長に対し、「テレビで報道された場合、これまで通り『お答えできない』ではいよいよ対応が難しくなると思います。東大としての対応を対外的に説明しないと東大に対する非難が高まりレピュテーションを下げることになります。警察への相談と、リスクコミュニケーションの観点からの対応の検討をお願いします。」「テレビは影響が大きいので SNS のみならず幅広く社会の反応を把握するようお願いします。状況によっては本人の聴取も含め大学としての調査を進めなければならないと思っています。」との指示があった。しかし、附属病院からは「お答えできかねます。」との回答がテレビ朝日に対してなされた。

同年 5 月 7 日、法務課長は、警察の担当者から、本件通報者が近日中に記者会見を開く可能性があることを伝えられた。

同月 8 日、テレビ朝日の番組である報道ステーションにおいて、カンナビ案件に関する報道がなされた。報道ステーションにおいては、本件通報者が取材に応じる形で、N 協会が、教授らに飲食費等約 2000 万円の接待を行ったこと、S 氏から金銭の要求や「殺すぞ」と言われたこと、東京大学のコンプライアンス通報窓口に通報したところ突如研究が中断したことなど、N 協会側の主張が報じられるとともに、これらの事実関係について、テレビ朝日が東京大学側に問い合わせたところ、「お答えできかねます。」と回答があったことなどが報道された。

同日、警察の担当者と法務課長との電話において、警察の担当者から、「[REDACTED]
[REDACTED]
[REDACTED]
[REDACTED]」と、仮にヒアリングを実施するのであればヒアリング事項を事前に警察に共有し、また、弁護士のみで行うなど守秘が徹底される方法で行うよう要請があった。これに対して、法務課長が、「ヒアリングの実施について、警視庁の許可がないとできない法的根拠があるのか」と尋ねたところ、警察の担当者は、「[REDACTED]」と法的根拠は無い旨、回答した。さらに、法務課長が、「本学も調査を進めていかなければならない状況である。場合によっては、警視庁の許可なく実施しなければならない状況となったら実施するかもしれない。」と述べたところ、警察の担当者は、「[REDACTED]
[REDACTED]」と、仮にそのようなことになると混乱状態に陥る旨の回答がなされた。

同月 9 日、週刊文春編集部より、附属病院に対して、質問状を送付する形での取材依頼があったものの、附属病院からは、「お送りいただいた質問状について、お答えしかねます。」との回答を行った。

同月 11 日、文春オンラインに「〈第 2 段〉東大医学部カリスマ教授、1500 万円”違法エロ

接待“が提訴へ」と題する記事が掲載された。同記事には、N協会が5月中旬に東京大学等を相手方として損害賠償を求めて提訴する予定であること等が記載された。

キ 調査再開の方針の決定及び外部弁護士への委託

2025年5月12日、総長からコンプライアンス総括責任者に対してカンナビ案件に対して具体的な対応を行うよう指示があり、この指示を受けて、コンプライアンス総括責任者と総務部長及び法務課とで打合せを行った。この打合せにおいて、コンプライアンス総括責任者から、「先週の定例でもお願いしたが、そろそろ調査を再開しないとイケない状況と思う。」「中への説明というだけではなく、法的な責任を問われているので、大学は動かざるを得ない。捜査の邪魔をする気はないが、動かざるを得ないのご理解いただく。」「警察に止められたとしてもやらざるを得ないだろう。」という問題解決に向けた強い意思表示がなされ、外部の法律事務所に相談することとなり、同日、法務課長から外部調査チームにカンナビ案件への対応について相談がなされた。

同月16日、総長とコンプライアンス総括責任者が打合せを行い、今後、カンナビ案件のコンプライアンス基本規則に基づく調査について、本部主導で、弁護士調査チームを加えて、警察とのコミュニケーションにより警察の理解を得つつ、再開する方針となった。同日、警察の担当者と法務課の職員が面談をした際に、法務課長から、「我々も弁護士事務所に委託して学内のコンプラ調査を進めたいと思っている。学内調査はこれまで病院において行うこととしていたが、これほど報道されている状況等を踏まえて、本部において進めたいと思っている。」旨の意見が示され、総務部長から、「先日の報道ステーションの報道で放送された、本学の『大学としてお答えいたしかねます。』という回答が不評。本学のレピュテーションが下がっている。大学として情報を把握して、調査を進めているということは言いたい。」との意見が示された。警察の担当者からは、「[REDACTED]」と、本人への接触は控えるよう回答があったほか、「[REDACTED]」
[REDACTED]
[REDACTED]」と、その他の関係者から先にヒアリングをして欲しい旨の回答があった。

同日、本件通報者は、記者会見を行い、東京大学等へ提訴していること、S氏及びY氏に対して接待をしていたこと、東京大学のコンプライアンス通報窓口に通報したこと等を説明した。

同日、コミュニケーション戦略課は、N協会などが提訴したとの報道があったこと、訴状が届き次第、適切に対応すること、本案件については、事実関係について調査を進めていることを東京大学のホームページに掲載した。

同月26日、弁護士調査チームが、警察の担当者と面談を行った際に、同チームによるヒアリングの実施を求めたところ、警察の担当者からは、東京大学による調査を進めることは問題がないが、S氏及びY氏に加えて皮膚科所属員へのヒアリングについては警察に事前確

認してほしい旨の回答があった。

同月 28 日、コンプライアンス総括責任者、弁護士調査チームの主導により、客観証拠（メール等）を収集し、一定の事実関係を踏まえた上で本人ヒアリング等により事実関係を確定させる方針となった。

ク 警察による捜索差押え及び学内関係者への聴取

2025 年 6 月 7 日、警察による附属病院に対する捜索差押えが行われた³⁴。当日は土曜日であったものの、警察から本部に対し事前の連絡がなされていたため、本部で準備を進めることができた。また、同捜索差押えは夜間（20 時頃）に開始されたこともあって、マスコミ等による報道はなされなかった。

同月 25 日、警察の担当者と総務部長及び法務課の職員が面談し、警察の担当者から、これから東京大学関係者の聴取を進めていく旨の方針が伝えられた。

そして、同年 7 月 2 日以降、警察による複数の東京大学関係者への事情聴取が行われた。

ケ S 氏に対する措置

上記のとおり、2024 年 10 月 28 日には、S 氏に対するコンプライアンス基本規則に基づく調査が開始されていたものの、警察から捜査協力の要請があった同年 11 月 5 日以降、調査は止まっていた状況であった。そのため、S 氏に対する人事措置は行われておらず、S 氏は、学生の指導や診療について継続している状況であった。

医学系研究科長は、2025 年 5 月上旬頃までは警察から捜査協力要請がなされていることを知らない状況であったが、週刊文春で報道されるなどして、S 氏への対応について関係者から対応を求められる中において、同年 4 月 1 日付で、S 氏を医学部・医学系研究科において務めていた各委員会の委員、学生の教育指導から外した。

その後、医学系研究科長は、同年 5 月上旬頃に、警察から捜査協力要請がなされていることを知り、S 氏と協議を行い、S 氏は、同年 6 月 1 日付で附属病院皮膚科診療科長を降任した。

(2) 対応本部設置に伴う東京大学の対応

ア カンナビ案件対応本部の設置

2025 年 6 月 6 日、総長は、コンプライアンス総括責任者、弁護士調査チームらと打合せを行い、大学として本部主導の統合的かつ迅速な対応を可能にする危機管理対応体制を作った上での対応を行うことを決定した。

³⁴ S 氏の教授室及び Y 氏の講師室が対象であり、被疑事実は恐喝未遂であった。

この決定を受けて、同月 9 日、カンナビ案件の事実関係の解明及び報道対応等を統括するため、コンプライアンス総括責任者、病院担当理事、医学系研究科長、附属病院長のほか、各関係部署による対応チーム等で構成される対応本部（以下「カンナビ案件対応本部」という。）が設置された。カンナビ案件対応本部では、弁護士調査チームと連携し、同調査チームが実施するヒアリングやデジタル・フォレンジックによる全容解明を進めるとともに、カンナビ案件に関する東京大学の対応に関する情報共有を一元化することとなった。カンナビ案件対応本部では、同日、1 回目の打合せを実施して以降、概ね、週に 1 回程度の頻度で、弁護士調査チームによる調査の状況や警察の捜査の状況等に関し協議がなされた。

イ 経営協議会、運営方針会議後の懇親会、科所長会議での議論及び社会連携講座等検証・改革委員会の設置

2025 年 6 月 20 日に行われた経営協議会後に、総長やコンプライアンス総括責任者から、カンナビ案件発覚から現在に至るまでの経緯や社会連携講座等に関する実態調査を行うこと等の説明がなされた。

また、同月 23 日には運営方針会議後の懇談会においてカンナビ案件の説明がなされ、主に学外委員から、民間企業でも犯罪に関連する不祥事は発生するが東京大学の対応は民間企業ではあり得ないなどと、約 1 時間にわたり厳しい指摘がなされた。

翌 24 日に行われた科所長会議³⁵では、カンナビ案件についての質問がなされた。この際、医学系研究科長から、「(S 氏が性風俗店に赴いたのは) 性感染症の調査のためであったと聞いている。」「相手方（本件通報者）にも問題があった。」との趣旨の発言があった。この医学系研究科長の発言に対し、その場で異議を述べる者はいなかったが、当委員会のヒアリングにおいて、科所長会議に出席していた複数の関係者が、「S 氏を庇う不適切な発言であった。」「強い違和感を覚えた。」などと述べている。

さらに、同月 26 日に行われた役員懇談会では、「社会連携講座等検証・改革委員会」の設置が発表された。

これらの会議体での説明を経て、同月 30 日、総長裁定により、社会連携講座等検証・改革委員会が設置され、翌 7 月 1 日、同委員会の設置を東京大学のホームページで公表した。

ウ S 氏への自宅待機命令

前記のとおり、2025 年 4 月 1 日付で S 氏は医学部・医学系研究科において務めていた各委員会の委員、学生の教育指導から外れ、同年 6 月 1 日には附属病院の皮膚科診療科長を降任していたところ、上述のような週刊誌やテレビで報道がなされている状況である中で、カンナビ案件対応本部における議論において、S 氏に対する自宅待機命令を行う必要がある

³⁵ 「部局長等との会議に関する総長覚書」に基づく会議であり、研究科長、学部長、情報学環長及び公共政策学連携研究部長、研究所長、総長、理事らからなる会議である。

との結論に至った。教授の地位を解くには懲戒委員会の審議を経る必要があるものの、自宅待機命令は各部署の判断で行うことができるとされていたことから、医学系研究科長及び附属病院長の連名で、同月 30 日、S 氏に対する翌 7 月 1 日付での自宅待機命令が発出された。

エ 弁護士調査チームによる調査及び調査報告書（1）の提出

2025 年 6 月 9 日、弁護士調査チームと警察の担当者が面談をした際に、警察から、一旦、S 氏及び Y 氏のヒアリングを実施することについて了承が得られたものの、その数日後に、改めて警察から S 氏及び Y 氏へのヒアリングを差し控えるよう連絡があり、S 氏及び Y 氏のヒアリングについて実施を差し控えていた状況であった。

しかし、弁護士調査チームは、東京大学に送達された N 協会等を原告とする訴訟の訴状記載の主張や同訴状添付の書証を含む関連する各種資料の精査、デジタル・フォレンジックにより得たメールデータ等の精査、東京大学関係者のヒアリングを中心とした調査を実施した。

その結果、弁護士調査チームから、東京大学に対し、2025 年 7 月 31 日付調査報告書（以下「調査報告書（1）」という。）が提出された。上述のとおり、弁護士調査チームは、デジタル・フォレンジック調査を含む調査を実施していたものの、この時期ではまだ S 氏や Y 氏へのヒアリングはできていない中でのものであった。

調査報告書（1）では、S 氏及び Y 氏は、2023 年 2 月 24 日から 2024 年 9 月 1 日までの間、本件通報者から、繰り返し、高級飲食店、高級クラブ、キャバクラでの飲食・遊興等の接待、及びソープランドでの性的サービスを伴う接待を受けており、これらの行為は収賄罪に該当する可能性が高く、東京大学教職員倫理規程（以下「倫理規程」という。）に違反すること、研究の独立性・公平性を害する可能性があること、とりわけソープランドでの性的サービスを伴う接待についての倫理上・人権上の問題点があること等が指摘された。

オ 改革関連委員会等の設置

カンナビ案件に対する東京大学の対応に関し、各方面（上記会議体での意見に加え、文部科学省や関係議員からの指摘等もあった。）から説明を求められる中、カンナビ案件対応本部では、大学のガバナンス改革や懲戒手続の開始の必要性が議論された。

2025 年 7 月 17 日には、総長により、S 氏に対する懲戒手続開始決定がなされた。

カンナビ案件に対する東京大学の一連の対応及び改革については、大学のガバナンス体制の観点から国際卓越研究大学認定に影響を及ぼすところ、同年 9 月 11 日には、一連の対応等が国際卓越研究大学の面接審査用の資料にまとめられ、同年 10 月 3 日には、社会連携講座等検証・改革委員会の改革案が東京大学のホームページで公表され、同月 17 日の文部科学省による国際卓越研究大学に係る現地視察（サイトビジット）で総長、副学長により説

明がなされた。国際卓越研究大学の認定等に関する有識者会議（アドバイザリーボード）からは、東京大学のガバナンスに関する指摘を受けた一方、本件に係る東京大学としての対応として、社会連携講座等検証・改革委員会を設置して改革策を策定したこと、今後はコンプライアンス体制の抜本的な再構築を行うことなどが上記アドバイザリーボードに対し伝えられた。

その後、コンプライアンス体制の抜本的な再構築のため、同年 11 月 20 日にはリスクガバナンス強化検討委員会が、同月 27 日には医学系研究科・医学部・医学部附属病院改革委員会が設置された。

2026 年 1 月 16 日には、これまでの東京大学の対応をまとめた資料が文部科学省の高等教育局に提出された。

カ 調査報告書（2）の提出

弁護士調査チームは、調査報告書（1）を提出後、皮膚科の関係者へのヒアリングを実施し、また、S 氏及び Y 氏へのヒアリングを実施することについて支障がない状況となったことから、S 氏へのヒアリングも実施した上で、東京大学に対し、2025 年 12 月 12 日付調査報告書（以下「調査報告書（2）」という。）を提出した。

調査報告書（2）では、調査報告書（1）で指摘がなされた接待自体の悪質性に加え、当該接待が S 氏の東京大学における地位を利用した便宜供与の目的で行われ、S 氏がこれに応じた行為であること、東京大学に財産的損害が発生していること、東京大学のレピュテーションを低下させたこと、東京大学の業務に大きな支障を生じさせたこと等が指摘された。

キ S 氏の逮捕、関係者の処分及び記者会見

2026 年 1 月 24 日に、S 氏は収賄容疑で逮捕された。同月 26 日、総長は、S 氏に対する懲戒解雇³⁶の懲戒処分を発令するとともに、医学系研究科長に対し訓告を行った。また、同月 28 日、総長は記者会見を開き、カンナビ案件の事案の概要及びこれまでの東京大学の対応について説明をしたうえで、こうした行為を未然に防げなかった点等に関し、附属病院長の辞任及び総長が役員報酬の 50%を 1 か月、自主返納すること等³⁷を公表した。

(3) 懲戒手続

ア 懲戒手続開始決定

2024 年 9 月 18 日に内部通報を受理して以降、オンラインメディアによる報道（同月 30

³⁶ 懲戒処分に至る経緯については後記（3）参照。

³⁷ この他、経営企画・教員人事担当理事、病院担当理事及びコンプライアンス総括責任者が役員報酬の 30%を 1 か月、それぞれ自主返納した。

日)、週刊文春による報道(2025年3月6日)、報道ステーションによる報道(同年5月8日)、本件通報者による提訴及び記者会見の実施(同月16日)、警察による附属病院における搜索差押えの強制捜査(同年6月7日)等の一連の経緯を受け、同年6月30日、東京大学がS氏に対し自宅待機を命じたのは上記(2)ウのとおりである。

このような中、同年7月3日にはコンプライアンス総括責任者、病院担当理事などにおいて懲戒委員会に早期に付議する必要性が議論され、同月10日、弁護士調査チームは「8月上旬に行われる国際卓越研究大学の審査における初回面談の時点では、大学として『懲戒委員会による事案調査を行っている』と説明できることが望ましい。」との提案を行った。当該提案を受け、同月14日には、弁護士調査チーム、コンプライアンス総括責任者、病院担当理事、総務部及び人事部などにおいて審議が行われ、早期に懲戒手続に入るべきであること、弁護士調査チームと懲戒調査委員会が密に連携を取るべきことを確認した。

これらの議論を受け、総長は、同月17日、懲戒手続規程2条3項に基づき、懲戒委員会に事実の調査及び審査を付議する決定(懲戒手続の開始決定)をした。

イ 懲戒調査委員会による調査

懲戒手続の開始決定を受け、2025年7月25日、S氏による非違行為に関する調査のため、懲戒手続規程5条に基づき懲戒調査委員会が設置された。

懲戒調査委員会は、同年8月19日から2026年1月22日にかけて、計13回にわたり委員会を開催し、審議を行った。

2025年7月31日には、弁護士調査チームによる調査報告書(1)が提出されていたが、直ちに懲戒調査委員会の結論が出されることはなかった。この点、関係者へのヒアリングによれば、この時点で懲戒処分が行われなかった理由として、①警察からの要請によりS氏らへのヒアリングが未実施であったこと、②調査報告書(1)の事実認定、とりわけ接待を受けた金額の認定に一部推測が含まれていたこと、③接待を受けた性風俗店は風俗店としては合法的に認められているものであったこと等より、適切な量定判断を行うには時期尚早であると考えたことが挙げられる。仮に、後の調査により新たな事実が判明した場合であっても同一事案に対し再度懲戒処分を科すことは困難であり、他方で、この時点で懲戒解雇又は諭旨解雇などの重い処分を科した場合には、敗訴リスクがあると判断したものと推測される。

同年10月24日開催の第18回カンナビ案件対応本部の議事録によれば、懲戒調査委員会としては、この時点では重い処分はできないというスタンスであったことがうかがえるが、その後、同年12月12日付で調査チームによる調査報告書(2)が提出された³⁸。これにより、懲戒調査委員会は、2026年1月9日付書面をもって、S氏に対し、懲戒手続規程6条に基づき、懲戒調査委員会の認定した事実を告知して弁明の機会を与えた。これに対し、同

³⁸ 調査報告書(2)の報告内容は上記(2)カ記載のとおりである。

月 21 日、S 氏から弁明書が提出された。

ウ 懲戒調査委員会による報告

懲戒調査委員会は、懲戒手続規程 7 条に基づき、2026 年 1 月 23 日付で懲戒委員会に対し、調査の結果及び結論に関する報告書を提出した。概要は以下のとおりである。

(ア) 結論

S 氏に対し、諭旨解雇の懲戒処分(教職員就業規則 39 条 5 号)を行うことを相当とする。

(イ) 理由の概要

- 2023 年 2 月から 2024 年 8 月までの間、ソープランドにおける性的接待のように破廉恥な接待や、高額な飲食の接待(1 日(3 名分)の総支払額が概ね 50 万円を超えるものを含む。)を概ね月 2 回の頻度で受けたことが認められる。
- S 氏は、上記接待を受けた上で、本件講座の活動経費が開設後 1 年以上未入金であることを知りながら又はその事態に注意を払うことなく、漫然と本件講座を継続させ、N 協会、本件通報者又は関連会社がいわゆる「東大ブランド」を特定の商品の広告に利用していることを知るべくして調査を行うこともなく放置するという便宜を N 協会、本件通報者及び関連会社に対して供与したことが認められる。
- 「利害関係者」から供給接待を受けることは、多数の者が出席する立食パーティーにおいて飲食物の提供を受ける場合を除き、金額の多寡にかかわらず一切禁じられているところ(倫理規程 4 条 1 項 6 号)、S 氏の行為が、倫理規程 4 条 1 項 6 号及び教職員就業規則 34 条「教職員は、別に定める倫理規程により、その職務に係る倫理を遵守しなければならない。」に違反することは明らかであり、「その他この規則及び大学法人の諸規則によって遵守すべき事項に違反し、又は前各号に準ずる不都合な行為があった場合」(教職員就業規則 38 条 8 号)に該当する。
- 高級クラブやソープランドというスキャンダラスな言葉とともに、東京大学又は東大教授という著名性や権威にフォーカスした報道が多数なされたことにより、本学の名誉又は信用は著しく失墜したため、S 氏の非違行為は、「大学法人の名誉又は信用を著しく傷つけた場合」(教職員就業規則 38 条 5 号)に該当する。
- S 氏の非違行為は、本学の大学院医学系研究科教授という地位に伴う名誉、尊敬、信頼、そして、これらに基づいて当然に社会や国民に対して負うべき義務を甚だしく裏切るものであり、あからさまに職を汚す行為に他ならず、加えて、本学の被った被害ないし負担は、甚大なものがある。

エ 懲戒委員会による処分案の決定及び総長による処分の判断

懲戒調査委員会による上記報告を受け、2026年1月23日、懲戒委員会が開催され、懲戒手続規程8条1項に基づき、S氏に対し諭旨解雇を行うことを相当とする旨及び医学系研究科長に対し訓告を行うことを相当とする旨の処分案が決定された。

同日、懲戒委員会は、懲戒手続規程8条4項に基づき、総長へ報告を行った。総長は当該事案に関する懲戒委員会の判断については適当であるとしつつ、S氏について、総長として考慮すべき事情を総合的に勘案し、懲戒手続規程9条に基づき、懲戒解雇とすることが相当と判断した。

そして、総長は、同年1月26日付で、S氏の行為は、倫理規程4条1項6号に違反し、かつ、東京大学の名誉や信用を著しく失墜させるものであり、就業規則38条5号に定める「大学法人の名誉又は信用を著しく傷つけた場合」及び同条8号に定める「その他この規則及び大学法人の諸規則によって遵守すべき事項に違反し、又は前各号に準ずる不都合な行為があった場合」に該当するとして、S氏に対する懲戒解雇の懲戒処分を発令した。なお、前記のとおり、懲戒委員会による処分案の決定から、懲戒処分の発令までの間の同年1月24日に、S氏は逮捕された。

同年2月2日、東京大学はS氏への上記懲戒処分を東京大学のホームページで公表した。

(4) 主要な時系列

カンナビ案件に係る主要な時系列は次の表のとおり。

2024年9月18日	本件通報者からの内部通報を受付
9月27日	①コンプライアンス総括責任者が法務課に対し附属病院長に調査を要請するよう指示 ②本件通報者から写真やLINEのやり取り等の相当数の資料を受領
9月30日	オンラインメディアに、同日付で、上記写真やLINEのやり取りを含むカンナビ案件に関する記事が掲載。これを受けて、コンプライアンス総括責任者が法務課に対し、予備調査を実施せずに直ちに本調査に入るよう指示
10月28日	コンプライアンス総括責任者が、コンプライアンス基本規則に基づき附属病院長に調査要請書を発出
11月5日	警察が学内調査を差し控えるよう要望。これを受けて、同日、コンプライアンス総括責任者は、コンプライアンス基本規則に基づく調査を事実上停止。警察から調査を止められた旨を総長に報告
11月15日	コンプライアンス総括責任者が総長にカンナビ案件の概要を説明
12月6日	「週刊現代」WEB版にカンナビ案件に関する記事が掲載
2025年3月6日	「週刊文春」にカンナビ案件に関する記事が掲載

5月8日	テレビ朝日系列「報道ステーション」でカンナビ案件の報道
5月12日	総長からコンプライアンス総括責任者に対し、カンナビ案件に対応するよう指示
5月16日	①総長及びコンプライアンス総括責任者が、外部の弁護士に依頼をして調査を本部主導で再開することを決定 ②本件通報者が記者会見（S氏らへの接待や東京大学への提訴等）
6月1日	S氏が皮膚科診療科長から降任
6月7日	附属病院に対する警察による捜索差押え
6月9日	カンナビ案件対応本部を設置し、東京大学の各種対応（事実調査、捜査協力、対外対応など）を統轄。弁護士調査チームが調査開始
6月30日	東京大学がS氏に自宅待機命令
7月2日～	警察による東京大学関係者事情聴取開始
7月9日	東京大学にN協会等からの訴状送達
7月17日	S氏に対する懲戒手続開始決定
7月31日	弁護士調査チームが調査結果として、調査報告書(1)を提出
12月12日	弁護士調査チームが調査結果として、調査報告書(2)を提出
2026年1月9日	懲戒委員会がS氏に対して弁明の機会を与える通知書を送付
1月23日	懲戒委員会においてS氏に対し諭旨解雇を相当とする旨を決定
1月24日	S氏を収賄容疑で逮捕
1月26日	総長においてS氏の懲戒解雇を発令
1月27日	責任の明確化のため総長と3名の担当理事は役員報酬の一部を自主返納。医学系研究科長・医学部長については訓告の措置、附属病院長については辞任
1月28日	総長らが記者会見を実施。カンナビ案件の事実関係及び東京大学による対応の概要について説明

2. 整形案件

(1) 整形案件の認知から事実調査までの経緯

ア 整形案件の認知と対応本部の設置

2025年7月16日、警察の担当者が東京大学を訪れ、総務部長及び法務課の職員が面会をした。この際、警察の担当者より、附属病院救急救命センターの准教授であるM氏が医療機器メーカーとの癒着の疑いで捜査対象となっている旨の説明を受け、関係資料の提供及び関係者へのヒアリングに関する協力要請を受けた。これにより、東京大学は整形案件を認

知した。同時に警察からは、強制はできないものの本人へのヒアリングはなるべく控えるよう、仮にヒアリングを実施する場合でも本人が精神的にダメージを受けている状況であることから慎重に行うよう³⁹要請があった。

同日、上記面会の後、コンプライアンス総括責任者、附属病院長、附属病院の職員、医学系研究科長、総務部長、法務課の職員、弁護士調査チーム等による打合せを行った。この際、コンプライアンス総括責任者自身において調査を行うことが決定され、対応本部の立上げと、M氏へのヒアリングについて調整を進めることとなったほか、附属病院長はM氏と近い関係にあったことを踏まえて、整形案件への関与は行わないこととされた。

そして、コンプライアンス総括責任者は、同月22日までの間に、総長、経営企画担当理事、病院担当理事等に整形案件への対応について相談を行い、同日、コンプライアンス総括責任者、病院担当理事、医学系研究科長、附属病院副院長他3名からなる対応本部（以下「整形案件対応本部」という。）を設置した。

同月23日には、両監事にも整形案件の報告が行われた。

イ 弁護士調査チームの調査

整形案件は、警察からM氏本人への接触制限の要請はあったものの、カンナビ案件とは異なり、強い接触制限の要請ではなかった⁴⁰。そのため、弁護士調査チームは、警察の承諾を得たうえで、2025年7月28日、M氏に対するヒアリングを実施した。M氏は、同ヒアリングにおいて、奨学寄附金⁴¹の私的流用は認めたとの、奨学寄附金の受領が同社の医療機器等を医療材料検討専門委員会において「登録」⁴²することの「見返り」であったことは否定した。

同年9月27日、M氏より東京大学に対し、署名押印された同月26日付の上申書が提出された。同上申書において、M氏は、奨学寄附金で購入したiPad等を学外者である家族に貸与するなど、約137万円について奨学寄附金を不適切に利用したことを認め、適切な利用分も含め約251万円を東京大学に返還することを申し出た。

³⁹ この時点でM氏は警察からの聴取を受けていた。

⁴⁰ 既に警察がM氏に聴取していたことなどが背景事情として考えられる。

⁴¹ 奨学寄附金とは、東京大学基金等に係る寄附以外の寄附を指す。整形案件で問題となったのは医療機器メーカーである株式会社M（以下「M社」という。）による、2020年2月以降、3回にわたる合計120万円の寄附である。

⁴² 附属病院の手術で使用する医療材料（薬事法2条4項に規定される医療機器のうち、単回使用を目的とした物、又は使用回数に制限がある物）については、医療材料の採用を希望する医師等が財務委員会の医療材料専門委員会に登録申請し、委員会の審議・承認を受けて「登録」することが必要であったところ（東京大学医学部附属病院財務委員会医療材料等検討ワーキンググループ内規）、M氏は、2019年9月1日、奨学寄附金の拠出元であるM社の製品を登録申請し、同年11月7日、登録がなされた。

ウ 整形案件対応本部での議論の状況

2025年7月22日に整形案件対応本部が設置され、同日、第1回打合せが行われた後、週に1回程度の頻度で協議を行った。同対応本部では、弁護士調査チームによる調査の進捗状況、警察からの要請・情報の内容、それらを踏まえた広報対応や懲戒処分への対応方針等が協議された。

懲戒処分については、私的流用だけで処分するということもあり得るが、奨学寄附金の私的流用と収賄とでは処分の重さが異なる可能性もあるため難しい判断であること(同年8月21日第4回整形案件対応本部の議事録)、大学として収賄に該当するか否かの事実認定は困難であるが、一方で私的流用を放置することは大学の信頼を損なうおそれがあり、懲戒手続を早急に開始する方向で検討すべきであること(同年9月17日第7回整形案件対応本部の議事録)などについて議論がなされた。

エ 懲戒手続開始決定

2025年10月1日、弁護士調査チームの調査状況や整形案件対応本部における協議等の結果を踏まえ、コンプライアンス総括責任者、病院担当理事、総務部長、法務課職員らで打合せを行い、収賄を切り離して私的流用だけで懲戒処分を進めることとなった。

この方針を踏まえて、同月3日、コンプライアンス総括責任者は、総長に対し、M氏に関する懲戒手続の開始を具申し、総長は、同日、M氏が、奨学寄附金のうちの137万5201円を家族に貸与するための物品の購入に充てたことに関し、懲戒事由である「故意又は重大な過失により大学法人に損害を与えた場合」「大学法人の名誉又は信用を著しく傷つけた場合」に該当する可能性があるとして、M氏への懲戒手続の開始を決定した。

その後、弁護士調査チームは、同月22日と同年11月18日にM氏に対しヒアリングを実施した。M氏のヒアリング内容は、概ね当初の内容と変わらず、奨学寄附金の不適切利用は認めたものの、「見返り」の趣旨については否定した。

オ 警察による捜索差押え及び学内関係者の聴取

整形案件においても、警察による複数の学内関係者への聴取が行われたほか、2025年11月23日に警察による捜索差押えが行われた。

カ M氏の逮捕及びその後の状況

2025年11月19日、M氏は単純収賄罪の容疑で逮捕された。

これを受けて、同月24日、総長は、「本学教員の逮捕を受けて(総長メッセージ)」と題する、M氏の逮捕に関する受け止め、東京大学が危機的な状況であるという認識の表明、今後ガバナンス改革を速やかに進めること等を記載した文章を東京大学のホームページに掲載した。

その後、M氏は、同月28日、釈放され、東京大学は、同年12月1日、M氏への自宅待機命令を発令した。

東京大学では、奨学寄附金の不正使用額を151万1920円と認定し、M氏は、同月2日、同額を東京大学に支払った。

同月10日、M氏は単純収賄罪で起訴され、これを受けて、東京大学は同月15日付でM氏への起訴休職を発令した。

同月11日、東京大学は「本学教員の起訴を受けて」を公表し、整形案件の事案の概要、再発防止のための改善策を、また、総長が役員報酬の30%を1か月返上する等⁴³の責任の明確化について公表した。

キ 弁護士調査チームによる調査報告書の提出

弁護士調査チームは、2025年12月31日、東京大学に対し、整形案件に係る調査報告書を提出した。弁護士調査チームは、同報告書においては、「M氏による奨学寄附金の私的流用は、大学の研究資金の不正使用に当たる」「M氏は・・・あたかも研究目的で使用するかのよう装って本件講座から支出させていたのであり、詐欺にも該当し得る行為であった」と認定した。一方で、収賄罪の成否に関しては、「M氏は、調査チームがヒアリングした時点では、奨学寄附金の要請・受入れとM社製の医療器材の選定等との間に対価性はない旨を主張して賄賂性を否認し、収賄罪の成否を争っている旨を述べていた。本件が収賄罪に該当するか否かは司法が判断することであり、調査チームとしての判断は控える。」としており、積極的な認定はなされていない。

(2) 懲戒手続の状況

上述のとおり、2025年10月3日、M氏に対する懲戒手続の開始が決定されたところ、本調査基準日（2026年3月25日）現在、M氏に対する懲戒処分は発令されていない⁴⁴。そのため、当委員会は、整形案件における懲戒手続についての評価は実施していない。

(3) 主要な時系列

整形案件に係る主要な時系列は次の表のとおり。

2025年7月16日	警察から捜査協力依頼。コンプライアンス総括責任者自身による調査を実施することを決定
7月16日～23日	総長、経営企画担当理事、病院担当理事、両監事などに整形案件の

⁴³ この他、経営企画・教員人事担当理事及び病院担当理事が役員報酬の10%を1か月、それぞれ自主返納することが公表された。

⁴⁴ 東京大学は、本調査基準日以降の2026年3月30日、M氏に対し、懲戒解雇の懲戒処分を発令した。

	情報が共有
7月22日	整形案件対応本部を設置し、東京大学の各種対応（事実調査、捜査協力、対外対応など）を統轄。弁護士調査チームが調査開始
10月3日	M氏に対する懲戒手続開始決定
11月19日	M氏を単純収賄容疑で逮捕。同月28日に釈放
11月24日	東京大学ホームページにM氏の逮捕に関する総長メッセージを掲載
12月1日	M氏に対し自宅待機命令
12月2日	東京大学の請求に対しM氏が奨学寄附金の私的流用額を返金
12月10日	M氏を単純収賄罪で在宅起訴。起訴休職発令（同月15日付）
12月11日	調査で判明した事案の概要と、再発防止のための緊急的な改善策を発表。責任の明確化のため総長と2名の担当理事は役員報酬の一部を自主返納。医学系研究科長・医学部長及び附属病院長に厳重注意

3. 一連の改革に関連する会議体の設置の状況

東京大学では、一連の事案の発覚を受け、東京大学の改革に関する以下の会議体を設置した。

(1) 社会連携講座等検証・改革委員会

東京大学では、カンナビ案件の発覚を受け、社会連携講座等において類似事案が無いか把握し、有効な再発防止策等を作成するため、2025年6月30日、総長裁定により、社会連携講座等検証・改革委員会を設置した。

ア 構成員（委員会設置時）

相原理事・副学長、齊藤理事・副学長、林理事・副学長、角田理事、佐藤執行役・副学長、伊藤副学長、岡部副学長、宮野勉弁護士、三尾美枝子弁護士、亀井監事、山口監事

イ 目的

- ① 教職員の倫理意識の徹底
- ② 大学本部によるガバナンスの強化
- ③ 講座等の設置及び契約時における確認・チェック体制の整備
- ④ 活動開始後の部局による管理の強化

ウ 議論の状況

同委員会においては、同委員会の下に、倫理ワーキンググループとガバナンスワーキンググループを設置した。

2025年10月3日、同委員会において提言された改革策について、総長のメッセージ及び類似事案に係るアンケート結果とともに公表された。改革策は、①教職員の倫理意識の徹底、②本部によるガバナンスの強化、③講座等の設置及び契約時における確認・チェック体制の整備、④活動開始後の部局による管理の強化等が盛り込まれた。また、類似事案の有無に関するアンケート結果については、回収率が71.3%であり、回答者のうち、倫理規程に抵触する可能性がある事案が8通あり、コンプライアンス基本規則に基づく調査を開始したことなどが公表された。また、同委員会の下に倫理ワーキンググループが設置され、同グループにおける議論に基づき、東京大学教職員の倫理保持のための規範が制定され、2026年1月8日、東京大学のホームページにて公表した。

(2) リスクガバナンス強化検討委員会

上記1.(2)イのとおり、2025年6月23日に行われた2025年度第2回運営方針会議後の懇談会で、学外委員を中心に東京大学のリスク管理体制を懸念する意見が寄せられたこと等から、東京大学は、同年11月20日、総長裁定により、リスクガバナンス強化検討委員会を設置した。

ア 構成員

岩垂執行役、岡部執行役・副学長、河村執行役・副学長、岸執行役・副学長、佐藤執行役・副学長、染谷執行役・副学長、橋爪法学政治学研究科長、村本人文社会学研究科長、片山経営企画部長

イ 目的

- ① 東京大学のリスク管理体制の現状とその課題を踏まえた、国際機関や民間企業等におけるリスク管理体制を参考とした信頼性及び実効性の高い仕組みの構築
- ② 東京大学の財産、名誉若しくは業務の継続に重大な被害が生じ、又は生じるおそれがある緊急の事象及び状態において迅速かつ的確な意思決定を可能とするリスク管理体制の構築

ウ 議論の状況

3線モデル（Three Lines Model）を導入するに当たり、東京大学の現状のコンプライアンス体制の問題点と、導入にあたっての課題等の議論がなされた。全学のリスク管理を統括する最高リスク責任者（CRO）及びリスク・コンプライアンス統括部を設置し独立した立場でリスク管理を統括すること（2線）や、内部監査室や内部統制委員会（3線）の機能を強化すること、深刻な危機発生時の対応方針などが議論されている。

(3) 医学系研究科・医学部・医学部附属病院改革委員会

両事案が、医学系研究科・医学部・附属病院において発生したことを受け、東京大学は、2025年11月27日、総長裁定により、医学系研究科・医学部・医学部附属病院改革委員会を設置した。

ア 構成員

山口厚氏（元最高裁判事）、天谷雅行氏（慶應義塾大学医学部教授）、国土典宏氏（国立健康危機管理研究機構理事長）、本田桂子氏（早稲田大学大学院経営管理研究科教授）、相原理事・副学長、五味祐子弁護士

イ 目的

医学系研究科、医学部及び医学部附属病院の組織体制及び運営に関する課題を調査・明確化し、その根本的な解決を図り、より健全かつ持続可能な病院等の運営を実現する。

ウ 議論の状況

2026年3月24日、附属病院の改革に向けた提言がなされた。同提言において、一連の事案の背景として、①運営管理体制の不明確さ、②外部資金を伴う活動に対する組織的リスク管理の弱さ、③情報共有・モニタリング体制の不十分さ、④組織風土・意識の課題が相互に関連し合っていた点が整理され、附属病院を医学部附属から大学附属に移行したうえで、大学本部による運営管理を強化する、組織内の蝸壺化を防ぐため臨床系講座をグループ化するなどの提言がなされた。

(4) 教員懲戒制度の在り方検討ワーキンググループ

東京大学では、2004年の法人化後、2015年に、学校教育法等の改正を受け、懲戒手続規程の改正⁴⁵は行われているものの、懲戒制度やその運用を本格的に見直すことはなかった。このような中で、カンナビ案件等において教員の懲戒処分に時間を要していたこと等の問題意識のもと、東京大学は、2026年2月5日、総長裁定により、教員懲戒制度の在り方検討ワーキンググループを設置した。

ア 構成員

相原理事・副学長、齊藤理事・副学長、菅野理事、佐藤執行役・副学長、橋爪法学政治学研究科長、寺田総合文化研究科長、東原農学生命科学研究科長、尾上史料編纂所長、杉山先端科学技術研究センター所長、山本法学政治学研究科教授、程近智氏（ベイヒルズ株式会社代表取締役）、板東久美子氏（日本赤十字社常任理事・雪印メグミ

⁴⁵ 具体的には、それまで、教員に対する懲戒は、総長が、懲戒委員会が決定した案に「基づいて」行うこととされていたところ、懲戒委員会が決定した案を「踏まえて」行うこととされた（懲戒手続規程9条）。

ルク株式会社社外取締役)、吉田民氏(学校法人駒澤大学常勤監事)、小鍛冶広道弁護士

イ 目的

大学における教員への懲戒の制度・運用における諸課題を抽出・分析した上で、その改善のための諸施策の検討と提言を行う。

ウ 議論の状況

懲戒制度について課題とそれに対する改革策について議論がなされ、2026年3月24日、「中間まとめ」が取りまとめられた。中間まとめにおいては、迅速・適切な自浄作用の発揮、幹事会(仮称)の設置や弁護士の関与の強化など、教員懲戒の組織・手続全体の抜本的改善策等が提言された。

第4 東京大学の対応に関する当委員会の評価

1. 東京大学のカンナビ案件に対する全般的対応に関する評価

(1) 大学が自浄作用を発揮できず、レピュテーションの毀損を招いたこと

東京大学では、2024年9月18日にカンナビ案件を認知した後に、同年11月5日に警察からの要請があったため、2025年6月9日にカンナビ案件対応本部が設置される頃までの長期にわたり、東京大学による内部調査は事実上停止していた。この点、当委員会のヒアリングにおいて、「警察当局からの要請があったため、内部調査が停止したことはやむを得なかった。」旨を述べる複数の東京大学関係者がいた。さらに、一部の関係者からは「警察の捜査が始まった以上、自ら動かずとも警察の捜査によって適切に対応できる（全容が解明される）と考えていた。」旨の供述もなされた。

しかしながら、当委員会は、このような東京大学関係者の対応及び認識は、大学としてのガバナンスの根幹に関わる極めて重大な問題であったと考える。

カンナビ案件は、当初はインターネット上のサイト等で報じられていたが、その後、週刊誌、さらにはテレビニュースで報道されるに至った。これらの報道に対し、東京大学は基本的に回答を差し控える姿勢（ノーコメント）に終始したが、このような対応は、社会の目には「東京大学は自ら真相を究明し、自浄作用を発揮することを放棄した」と映るものであり、ともすれば「犯罪の疑いをかけられた身内の教員を組織的に庇っているのではないか」という重大な疑念すら生じさせかねないものであった。実際、報道ステーションにおいては、数分間にわたり多額の接待及び脅迫的言動があったとするN協会側の主張が報じられたうえで、事実確認を求める取材に対し東京大学側が「お答えできかねます。」と回答した事実が報道された。かかる対応は、国立大学としての社会的信用を著しく失墜させる行為であり、国立大学法人ガバナンス・コードが基本原則1「考え方」にて掲げている「多様な関係者の理解と支持を得ることで、社会に対する説明責任を果たしていく」という責務に反するものである。

また、「警察の捜査が始まった以上、自ら動かずとも警察の捜査によって適切に対応できる（全容が解明される）と考えていた」との認識は、大学の内部調査が果たすべき本来の機能と目的を根本的にはき違えたものである。警察の捜査が専ら「刑事責任の追及」を目的とするものであるのに対し、本件のような不祥事における内部調査は、組織としての事実関係の早期確定と公表、類似事案を含めた全容解明、真因の特定、それに基づく実効性のある再発防止策の策定などを通じ、自浄作用を発揮し、ステークホルダーに対する社会的信頼を回復することを目的とするものであり、両者はその目的も性質も全く別のものである。したがって、警察による捜査開始を理由として内部調査を停止することは、組織の自浄作用と説明責任の放棄に他ならない。

さらにいえば、警察による捜査がなされていることをもって大学としての主体的な真相究

明を外部機関に委ねる姿勢は、大学の自浄作用の放棄に留まらず、「大学の自治」そのものを自ら毀損する危うさをはらんでいると言わざるを得ない。

したがって、当委員会は、このように「警察からの要請」を理由として内部調査を長期にわたり停止した東京大学の対応は、不適切であったと判断した。もっとも、東京大学が内部調査を停止したのは、公益通報であり秘匿性が必要な事案であったこと及び警察からの要請があったためであり、一部に警察の捜査により解決に向かうとの安易な見通しや期待があったことは否定できないものの、事案そのものを隠蔽する意図がなかったことは念のため付言する。

(2) 警察の要請に対する大学対応の問題点

カンナビ案件においては、警察から S 氏及び Y 氏へのヒアリングを控えるよう要請されたが、S 氏及び Y 氏のメールの内容の確認を含む証拠書類の確認や、本件通報者を通じた事実確認等の調査は可能であったものであり、警察から内部調査そのものを制約する要請があったわけではなかった。実際に東京大学が弁護士調査チームにカンナビ案件の調査を委託する以前においても、法務課において S 氏及び Y 氏及び本件通報者間のやり取りが記載された電子メールは情報システム部を通じて取得しており、当該メール内容の精査は可能であったし、本件通報者への事実確認や、オンラインメディアに掲載されていた LINE のやり取り等の更なる証拠書類の提供を求めることも可能であった。本件では、本件通報者から提供された資料、関係者のメールの精査により、S 氏への自宅待機命令⁴⁶その他の人事措置、コンプライアンス基本規則 17 条 6 項に基づく是正措置（懲戒の手続に移行させることについての総長への具申）が可能となる程度には、事実関係を把握することはできたといえる。

また、S 氏及び Y 氏に懲戒処分を行う場合には、懲戒手続規程上、S 氏及び Y 氏への弁明の機会の付与が必要となるが、こうした対応も、警察との交渉により実現できた可能性はあった。すなわち、警察の要請はあくまで任意のものであり、法令上の強制力のあるものではなく、S 氏に対する人事権を有する東京大学としては、法的に従う義務はなく、警察としても強くは求めることができない立場であることを踏まえると、協議により妥当な解決策を模索することが期待できた。そして、警察の要請の趣旨は、「S 氏及び Y 氏に対して警察が捜査を行っていることを知られたくない」というものであったが、こうした懸念は、例えば、弁護士によるヒアリングを実施する、書面による質問を行い回答を求める⁴⁷など代替案を提案することにより警察の了解を得ることも期待ができたといえる。

そもそも、(1)で述べたとおり、警察による捜査の目的と大学による内部調査の目的は異

⁴⁶ 自宅待機命令の目的の一つとして、同命令の対象者による証拠隠滅の防止があるところ、本件では S 氏及び Y 氏による証拠隠滅を防止するという観点からも、S 氏及び Y 氏のメール等へのアクセス権を制限した上で、早期に S 氏及び Y 氏に対する自宅待機命令を行うことが適切であったといえ、このような措置は、警察の捜査目的にも適うものであったといえる。

⁴⁷ 懲戒委員会による弁明の機会の付与は書面によることも可能である（懲戒手続規程 6 条）。

なるものであるから、東京大学は、自浄作用を発揮しステークホルダーに対する説明責任を果たし、また、自らの組織秩序を維持するという東京大学自身の目的を達成するための行動をとる必要があった。

本件において、東京大学が警察の任意の要請に従わないからといって、警察において直ちに東京大学に不利益を課す可能性は高いとはいえなかった。警察とのやり取りの内容を見ても、要請に応じない場合に、東京大学に不利益を課すといった明確な言及はみられない⁴⁸。また、東京大学による内部調査と警察の捜査とは主体や方法が異なることから、東京大学による内部調査を実施することが警察による捜査が行われていることを直ちに推知させるとはいえない一方で、警察は、東京大学からの多数回にわたる任意での資料提供により捜査目的を達成するためのメリットを十分に享受してきたものであり、東京大学が警察の捜査を開始されていることに言及しない形で内部調査を行ったこと（これは東京大学としての正当な権利の行使であって、通常の組織であれば行われていることである。）を契機として、警察が東京大学との協力関係を終了させ、マスコミに告知するなどの東京大学のレピュテーションを毀損するような形で捜査を行うという方針を採ることは、可能性としてはあり得たとしても、その可能性が高いとまではいえなかった。

コンプライアンス総括責任者においても、漫然と無批判に警察の要請に従っていたわけではなく、総務部長や法務課を通じて内部調査の必要性を警察に対して訴えるなど、警察からの要請に対して一定の折衝を試みてはいた。しかし、弁護士調査チームへ調査を委託するまで、警察の要請の趣旨を踏まえた代替案の提示などの具体的な協議を行った形跡や学内でそのような検討を行った形跡はみられなかった⁴⁹。

東京大学が、警察の要請に従ったことは、マスコミに大きく報道される形での捜査がされないことに寄与した可能性はあるものの、その反面として、調査及び是正措置が長期間停止された結果として、東京大学のレピュテーションが大きく毀損される事態に繋がったといえ

⁴⁸ 前記のとおり、法務課では警察とのやり取りについて面談メモとして正確に記録していたところ、仮に、大学が要請に応じない場合に強制捜査を行う可能性があることを示唆する警察担当者からの言動があったのであれば、そのような強い印象をもたらす言動については面談メモに記載するのが自然である。しかし、面談メモには、強制捜査が必要となるケースの一般論についての警察担当者による言及は一部みられたものの、警察が大学の具体的対応に対して強制捜査の可能性を明示的に示唆するような警察担当者からの言動は記載されていなかった。

⁴⁹ 警察がS氏及びY氏その他関係者にヒアリングをしないよう要望した理由としては、警察が捜査を行っているということをこれらの者に知られたくないとのことであったが、ヒアリングをすることがなぜ捜査を行うことを知られることに繋がるかも直ちに明確ではなく（ヒアリングの担当者が誤って警察が調査をしていることを漏らしてしまう等が推察される。）、まずは、警察において懸念している点を具体的に尋ねることが必要であった。そして、当該懸念点を解消するための代替案（質問文を送付してヒアリングに代替させる、弁護士に依頼してヒアリングをさせる、事情を知らない者に依頼してヒアリングをさせる等）を検討し、こうした代替案を警察に提案すること等が必要であったといえる。

る⁵⁰。

2. 東京大学のガバナンス機能に関する評価

(1) 会議体におけるカンナビ案件に係る審議の状況

第2.2.に記載したとおり、東京大学には、法人の業務運営に関する重要事項を審議する重要な会議体として運営方針会議、経営協議会及び役員会が設置されている。各会議体の主な役割は以下のとおりである。

- ・ 運営方針会議：学内・学外半数の委員で構成され、大学の運営が運営方針事項の内容に基づいて適切に行われているかどうかを監督する機関
- ・ 経営協議会：学外者が過半数の委員で構成され、法人経営に関する重要事項を審議する機関
- ・ 役員会：総長及び理事で構成され、法人の業務執行に関する重要事項を審議・決定する機関

これら重要な会議体におけるカンナビ案件に関する審議状況は、以下のとおりである。

週刊文春による報道があった翌日である2025年3月7日、役員昼食会において、一部の理事から報道内容について質問がなされるとともに、「大学として対外的に声明を出すべきである。」との意見が出されたが、この時点では、「警察からの要請で内部調査が停止している。」旨の情報が伝えられたのみであった。その後、同月11日に行われたコンプライアンス総括会議において、一部の理事から、「対応が遅れば遅れるほどリスクが高まる。」、「学生が在籍している部局で案件が発生しており、仮に報道されている内容が真実であるのであれば許されないというメッセージを出すことはできないのか。」等の意見が出された。しかしながら、大学本部は、警察に再度照会した結果、ヒアリングを実施しないよう要請を受けたため、ヒアリングを実施することも、対外公表することもなかった。

その後、同年6月20日に行われた経営協議会后に、カンナビ案件発覚からこれまでの経緯や社会連携講座等に関する実態調査を行うこと等の説明がなされ、さらに、同月23日に行われた運営方針会議後の懇談会において、主に学外の委員から「民間企業でも犯罪に関連する不祥事は発生するが東京大学の対応はあり得ない対応である。」などと約1時間にわた

⁵⁰ 内部調査を長期間実施しなかった対応により、公益通報者保護法違反の状態が生じていた可能性もある。すなわち、公益通報者保護法に基づく指針（令和3年内閣府告示第118号）では、「この指針において求められる事項について、内部規程において定め、また、当該規程の定めに従って運用する」とされており（同指針第4.3.(4)、同指針に基づき内部規程に定めた規定（具体的には、調査を実施する旨を定める通報細則8条及びコンプライアンス基本規則17条）について、当該規定に沿った実施がされていない場合には、公益通報者保護法11条2項に違反するといえる。

り厳しい指摘がなされた⁵¹。

そのような中、同月 24 日に行われた科所長会議においては、医学系研究科長から、「(S 氏が性風俗店に赴いたのは) 性感染症の調査のためであったと聞いている。」「相手方(本件通報者)にも問題があった。」との発言がなされた。しかしながら、これを聞いた複数の関係者が、「不適切な発言である。」「違和感を覚えた。」と述べているが、この発言に対し、その場で異議を述べた者はいなかった。

(2) ガバナンス機能に対する当委員会の評価

カンナビ案件は、東京大学の社会的信用を著しく毀損しかねない重大な事案であり、2025 年 3 月 6 日には週刊文春で報じられ、さらには同年 5 月 8 日の報道ステーションでの報道に至るまで事態が深刻化していたにもかかわらず、同年 6 月 20 日に開催された経営協議会後の懇親会まで、上記の重要な会議体において本案件の事実関係や対応方針が報告・審議された形跡は認められなかった。それ以前の段階で、一部の理事から役員昼食会やコンプライアンス総括会議等において質問や意見が出されていたものの、危機感をもって即時に調査の再開を決定することはなかった。

このように、①東京大学のガバナンスを担う重要な会議体において、本件に関し、十分な審議・議論がなされなかったこと、②一部の役員から問題提起がなされていたにもかかわらず、執行部としての危機意識をもって対応するのが遅れたこと、さらに、③同年 6 月 24 日の科所長会議において、医学部のコンプライアンス推進責任者⁵²である医学系研究科長から、S 氏を庇っていると捉られかねない不適切・不穏当な発言がなされたにもかかわらず、これに対し、異議を述べる者はいなかったこと等を考え併せると、東京大学全体に及ぼすレピュテーションリスクを議論することの重要性が重要な会議体において共有されていたとはいえず、東京大学の組織全体の自浄作用が著しく不足していると評価せざるを得ない。

3. 東京大学のカンナビ案件における公益通報対応に関する評価

本件通報は、当委員会が得た情報の限りでは公益通報に該当すると考えられるところ⁵³、

⁵¹ これを契機に、同年 6 月 26 日に行われた役員懇談会で、社会連携講座等検証・改革委員会の設置が発表され、同月 30 日に総長裁定により、同会議が設置された。

⁵² コンプライアンス基本規則 6 条 1 項、別表第 1。

⁵³ 公益通報者保護法 2 条 1 項では、「イに掲げる事業者(注：役員に職務を行わせる事業者)が他の事業者との請負契約その他の契約に基づいて事業を行う場合において、当該役員が当該事業に従事するときにおける当該他の事業者」(同法 2 条 1 項 4 号ロ)において生じた通報対象事実について、当該「役員」が通報することを「公益通報」に当たるとしている(いわゆる取引先事業者の役員による通報)。本件通報者は 2024 年 9 月 17 日の通報当時、N 協会の役員の地位にあったところ、N 協会は、東京大学との社会連携講座等設置契約兼共同研究契約に基づき研究事業を行っていたことから、N 協会は公益通報者保護法 2 条 1 項 4 号ロにいう「イに掲げる事業者」に、東京大学は「当該他の事業者」に該当し、本件通報者は「当該事

東京大学の対応についてみると、公益通報者保護法の遵守という観点からは、概ね適切に対応をしていると評価できる。すなわち、公益通報対応業務従事者の指定義務が公益通報者保護法上の中核的義務であることを意識し、部局や外部法律事務所に委託する際に、自主的に公益通報対応業務従事者の指定をする、各種対応を行う際に本件通報者への本通報を理由とする不利益取扱いとならないか慎重に検討する⁵⁴等の対応を行っており、公益通報者保護法を意識した対応を行っていたといえる。

他方で、事案を早期に解明し、自浄作用を発揮するという内部通報制度の趣旨に照らすと、以下のとおり問題があった。

(1) 本通報の客観的な深刻性

本通報に係る事案は、東京大学の教授であり、かつ、附属病院の皮膚科診療科長という権威のある者を当事者とする性接待という破廉恥な事案であり、社会の関心を惹く可能性が非常に高い性質の事案であった。

これに加えて、本件通報者は、情報提供内容の裏付けとなり得る多数の資料（写真、録音データ、LINEでのやり取り、領収証等）を所持していたことを踏まえると、これらの資料がマスコミに提供された場合には、何らかの報道がなされる可能性が相当程度高い客観的な状況があり、東京大学においてはこのことを本件通報者から資料の提供があった2024年9月27日には認識し得る状況であった。

さらには、2024年9月30日付のオンラインメディアにおいて、本件通報者から東京大学に提供された資料が掲載されていることを踏まえると、本件通報者が近い将来において他のマスコミ等に情報提供をする可能性も相当程度高いといえる客観的な状況があり、東京大学においてはこのことをオンラインメディアにおいて記事が掲載されたことを知った2024年9月30日には認識し得る状況であった。

(2) 本件通報者との適切なコミュニケーションを行わなかったことにより、本件通報者からの情報を活用した早期の事案の解明や、外部通報を防ぐことができなかった

業に従事しているといえるため、本件通報者による東京大学への通報は、「次の各号に掲げる者」（同法2条1項柱書）による「当該各号に定める事業者（役務提供先）」（同法2条1項柱書）への通報に該当するといえる。そして、同法2条1項のその他の公益通報の要件も満たすといえることから（「不正の目的」は、公序良俗違反の目的を意味し、自己の利益を図る意図や他者への悪感情等の通報に際して通常想定され得る主観があるだけでは足りない。）、内部公益通報（いわゆる1号通報）に当たるといえる。

⁵⁴ N協会と東京大学との間の社会連携講座等設置契約兼共同研究契約は、本件通報者による本通報の後である2025年3月に東京大学から解約されているが、これは、N協会が上記契約に基づき支払義務を負っていた2年間の活動経費6000万円のうち、100万円しか支払が行われておらず、催告をしても期限である2025年3月12日までに支払が行われなかったことによるものであり、本通報を理由として行われたという状況は確認できなかった。

ア 東京大学における本件通報者とのコミュニケーション

東京大学は、本件通報者に対して、電話を通じた口頭での事情や意向の聴き取りを行っていないほか、通報窓口を通じた電子メールにおいても、本件通報者に対して、「客観的かつ合理的根拠となり得る資料、または当窓口における対応の検討に資すると思われる客観的な情報等があれば、ご提供ください。」「本件につきましては、・・・調査を要請する必要があると判断されました。」などの一般的、定型的な文面を送付するに留まり、本通報に関連する具体的な事情及び証拠関係、本件通報者の意向等の確認を行った形跡がみられなかった。本件通報者からは「意向と進捗状況について対面で協議を行いたくお会いしたい。」等の要望も受けており、本件通報者から事情や意向を確認することを妨げる客観的な状況もみられなかった。

イ 本件通報者からの事実確認等を怠ることにより、事案の早期の解明に支障が生じた

内部通報制度は、通報者からの情報を活用して事案の早期解明を図るための制度であるところ、通報者からの情報を活用するためには、通報者との電話等を通じた口頭でのやり取り⁵⁵、これが難しい場合には、電子メール等を通じて、事案の詳細、証拠の有無・内容、通報者の意向等を、通報者から精緻に確認することが重要である。

本件でも、本件通報者との上記コミュニケーションを早期に行っていれば、S氏及びY氏の行為の立証に繋がる他の証拠（本件通報者自身の供述、オンラインメディアに掲載されていたものの通報窓口提供されなかったY氏とのやり取りの記録、事情を知り得る他の関係者の有無等を含む。）の取得や、本件通報者が提供する証拠の信用性を確認（本件通報者が提供したLINEのやり取りが真正なものであるか否かの確認等を含む。）することが可能であった。実際に、弁護士調査チームが作成した調査報告書においても、N協会が提出した訴状記載の主張や提出証拠を用いた事実認定が行われているが、これらの多くは2024年9月の段階でも取得ができたといえるものである。

本件では、本件通報者との上記コミュニケーションを怠ったことにより、通報者を通じて上記の重要な情報や証拠を確保することができず、事案の早期の解明に支障が生じたといえる。東京大学では、本通報に限らず平素より通報者との上記コミュニケーションを基本的には行うことはされておらず、その理由としては、電話での通報者とのコミュニケーションは精神的に負担が生じる場合がある、事案の内容が明確である場合においても通報者への事実確認等が必要という認識はなかった等の事情が示された。必ずしもあらゆる事案で通報者に電話等で事案の詳細、証拠の有無・内容、通報者の意向等を精緻に確認することが必

⁵⁵ 口頭でのやり取りを行う場合、通報者からの回答に対して即時かつ趣旨を絞って再質問を行うことで調査との関連性が高い情報を得ることができるほか、回答内容の合理性、回答までの時間、口調等を通じて、通報情報の信憑性、通報者の心情及び意向等を確認することができること等から、口頭でのやり取りを行う場合に得ることができる情報は、電子メールでのやり取りしか行わない場合と比較して格段に多い。

要とまではいえないものの、(1)記載の本通報の深刻度を踏まえると、上記東京大学が示した事情は本件通報者との上記コミュニケーションを行わなかったことを正当化する事情とはいえない。

ウ 本件通報者とのコミュニケーションを怠ったことが、本件通報者による更なる外部通報を招く契機となった可能性がある

不正を知った者が、組織内部ではなく、行政機関やマスコミ等の組織外部への通報を選択する主要な理由として、内部通報窓口による是正が期待できないことが指摘されており⁵⁶、内部通報窓口が通報者とのコミュニケーションを丁寧に行い、通報者の内部通報を通じた是正に対する期待感を高めることは、組織外部への通報を防ぐためにも重要である。

本件通報者は、本件通報者による情報提供であることが媒体上で明らかにされているものだけでも、2024年9月頃にオンラインメディアに情報提供を行うほか、同年11月頃には週刊現代に、2025年2月頃には週刊文春に、同年4月頃にはテレビ朝日に情報を提供しており、同年5月には自ら記者会見を行うなど、東京大学の外に多数回にわたる情報提供を行っている。そして、これら一連の情報提供に基づく報道や警察の捜査により東京大学のレピュテーションが著しく毀損されている。しかし、本件通報者とのコミュニケーションを通じて、本件通報者の意向を確認し、誠実に対応していることを本件通報者に伝わる形で示し、本件通報者に是正への期待感を持たせるなどして、本件通報者の満足度を充足させることにより、本件通報者による外部への通報について、幾分か防ぐことができた可能性も否定できない。

(3) S氏及びY氏へのヒアリングの実施に固執したことにより、事案の解明に支障をきたした

東京大学においては、本件通報者からの情報収集や、S氏・Y氏・本件通報者間のやり取りを記した電子メールなどの証拠書類の収集を重視せず、行為者であるS氏及びY氏へのヒアリングを実施しようとし、警察からS氏及びY氏へのヒアリングを止められた後も、ヒアリングの実施以外の調査をしようとしめないなど、S氏及びY氏へのヒアリングの実施に固執していた。

しかし、行為者の供述は事案解明のための証拠の一つにすぎず、事案解明のための証拠はS氏及びY氏のヒアリングにより得られるこれらの者の供述に限られるものではない。本件に限らず、行為者が退職をしている等の行為者へのヒアリングが不可能な事案は存在する

⁵⁶ 消費者庁の調査において、就労者に対し、勤務先で重大な法令違反を知った場合、「最初に通報する先」として「勤務先以外」を選んだ理由を尋ねたところ、「勤務先に相談・通報しても適切な対応が期待できない」が全体の約5割であり、最も多かった（消費者庁「内部通報制度に関する意識調査－就労者1万人アンケート調査の結果－」（2024年2月29日）11頁）。

が、そのような事案において、他の証拠により事実認定が可能であるにもかかわらず、行為者の供述が確認できないため事実の認定ができないということはない。本件においても、事案解明のための証拠は、S氏及びY氏の供述に限られず、本件通報者や関係者の供述、本件通報者からの提供が期待できる資料、情報システム部への依頼により取得可能なS氏及びY氏の電子メール等があり、また、S氏の弁解の概要については既に2024年9月26日の時点で附属病院から法務課に共有されていたことからすると、S氏及びY氏へのヒアリングを実施せずとも、自宅待機命令や懲戒手続開始決定が可能である程度には、事案を解明することが可能であった。

また、証拠書類の隠滅、口裏合わせ等の供述証拠の隠滅を防ぐ等の観点からは、特段の事情がない限りは、証拠書類の収集及び他の供述証拠の収集（行為者以外の関係者へのヒアリング等）を尽くしてから、行為者に対するヒアリングを行うことが求められる。現に、S氏及びY氏を捜査していた警察においても、S氏及びY氏に捜査を実施していることを知られないようにし、東京大学への度重なる資料提供依頼により証拠書類の収集を行った後に、S氏及びY氏に対する事情聴取を実施している。本件でも、仮にヒアリングを行っても、S氏及びY氏は事実を否認し、事実が認定できないという判断に至っていた可能性があるほか⁵⁷、むしろ、S氏及びY氏による証拠隠滅（口裏合わせ、関連メールの破棄）のおそれすら生じていたといえる（警察が東京大学によるS氏及びY氏へのヒアリングを止めた背景にはこうした証拠隠滅への懸念もあったものといえる。）。

このように、S氏及びY氏へのヒアリングについては、少なくとも警察からの捜査協力要請があった2024年11月の時点では、必ずしも必須のものではなく、むしろ、その他の調査を行うべき状況であったといえる。しかし、東京大学においては、S氏及びY氏へのヒアリングに固執した結果、警察からS氏及びY氏へのヒアリングを止められた際に、「もはや内部調査としてできることはない」という誤った判断に至り、コンプライアンス基本規則17条に基づく調査の進行を長期間停止させ、事案の解明に支障をきたしたといえる。

(4) コンプライアンス総括責任者自身による調査ではなく、部局への調査要請の方針を採用し、調査の初期段階において遅滞を招いた

コンプライアンス総括責任者において、自身による調査ではなく、部局への調査要請を行うという方針を採用したことも問題であったといえる。

前記第2.4.(2)のとおり、コンプライアンス総括責任者自身による調査と部局への調査要請とは、情報共有の在り方、調査の方法が異なり、部局への調査要請を行う場合には、適時の進捗状況確認が必ずしも行われなかったことが通常であった。

本件では、コンプライアンス基本規則に基づく調査の実行が2024年11月5日の時点で

⁵⁷ 実際に、附属病院長が、2024年9月19日及び同月26日に、S氏に対してヒアリングを実施し、この際、S氏が行為を否認した結果、附属病院長はそれ以上の追及ができておらず、この状況は法務課にも共有をされていた。

停止している関係上、部局への調査要請を選択したことによる影響は同日までの時点に留まるものの、少なくとも、同年9月30日から同年10月28日までの期間において、本部と附属病院との間で調査の実施に向けた調整を生じさせ、速やかな調査の着手に至らなかった。この間は、単に調査依頼書の文言を形式的に修正するだけではなく、本部と部局との間で、調査の実施に向けた実質的なやり取りが行われているが、調査の実施に際して、異なる部署間でこうしたコミュニケーションが生じること自体、調査の遅滞を招くものであり、(1)記載の本通報の深刻度を踏まえると適切な状況とは言い難い。

前記(3)のとおり、本件通報者及び関係者の供述や裏付けとなる証拠書類を含む他の証拠の収集の前にS氏及びY氏へのヒアリングを実施することは、証拠隠滅のおそれがあることから適切な方法ではない。しかし、当時の関係者がS氏及びY氏へのヒアリングに固執していたという実態があったことを踏まえると、速やかに調査に着手し、S氏及びY氏へのヒアリングを実施することにより、東京大学において、懲戒手続開始決定等のさらなる措置に速やかに移行していた可能性もあった。

(5) 事情を知る関係者による通報が行われなかったこと

東京大学の対応プロセスそのものの問題ではないが、事情を知る関係者によるカンナビ案件に関する通報窓口への通報が行われていなかった問題についても指摘をしておきたい。

本件では、S氏及びY氏が代金を支払わずに飲食の供給を受けていたことを認識していたであろう関係者も複数みられた。

しかし、このうちの誰からも、本件通報者による通報の前に、通報窓口に対する通報が行われてはいない。関係者とS氏及びY氏との間のヒエラルキーの差を踏まえると、通報ができなかったことについてはやむを得ない面もあるといえるが、こうした事情を知る者による通報が早期に行われ、東京大学において事案を早期に把握し、対処することができていれば、東京大学のレピュテーションの毀損を軽減することができたといえる。

4. 東京大学の懲戒手続に関する評価⁵⁸

上記のとおり、東京大学がカンナビ案件を最初に認知してから懲戒処分を下すまでに、長期の時間を要している。この点、警察の要請により内部調査を長期にわたり事実上停止した点に関する評価は、上記1.のとおりである。

他方で、東京大学がカンナビ案件対応本部を設置(2025年6月9日)し、内部調査を再開してから懲戒処分を発令(2026年1月24日)するまでにも、長期の時間を要している。この背景には、「学問の自由(研究及び教授の自由)」及び「大学の自治」を保障する観点から、教員に対する懲戒処分は極めて慎重に行われるべきであるという、東京大学におけるこ

⁵⁸ 整形案件に係る懲戒処分が発令されたのは本調査基準日後であったため、本項における評価対象としていない。

れまでの運用が強く影響している。そこで、最初に大学教員に対する懲戒手続と「学問の自由」及び「大学の自治」との関係について検討したうえで、カンナビ案件における懲戒手続の問題を指摘する。

(1) 教員に対する懲戒処分と「学問の自由」及び「大学の自治」

大学の教員に対する懲戒手続においては、憲法上保障された「学問の自由」及び「大学の自治」を担保するという極めて重要な要請が存在する。研究内容や教育方針を理由とした恣意的な懲戒処分がときに学問の自由を脅かしてきた歴史への反省から、教員の身分保障は厚く図られており、東京大学においても、教員への懲戒処分には、懲戒委員会の下に設置される懲戒調査委員会による調査、及びその結果に基づく懲戒委員会での議決という、慎重な手続が要求されている。こうした慎重な手続は、労働契約法 15 条等の民事上の規律に抵触するリスクを低減させ、懲戒処分の対象者の民事上の権利の保障に資する点、訴訟に至った際の敗訴リスクを低減させる点においても、有意なものではある。

他方で、教員による明白な非違行為や研究・教育活動とは無関連なコンプライアンス違反事案においてまで、この慎重な手続の結果、「処分の遅延」や「身内に甘い」と捉えられてはならない。とりわけ国費で賄われている国立大学は、多様なステークホルダーに対する高度な説明責任を負っているものであり、国立大学法人ガバナンス・コード（II 基本原則 1・考え方）において「国立大学法人は、公共的財産として、我が国社会全体の発展に対して責任を負っており、国立大学法人は多様な関係者を有する。この責任を果たしていくためには、・・・(中略)・・・自らのミッションを踏まえ、国からの運営費交付金を重要な財政基盤としながら、その実現に向けて自主的・自律的・戦略的に発展・改革できる体制を構築しなければならない。そして、その姿を示し、多様な関係者の理解と支持を得ることで、社会に対する説明責任を果たしていく必要がある。」とされている。

手続的適正の確保に偏重するあまり組織としての自浄作用の発揮が遅れたり、結果として甘い処分となることは、多様なステークホルダーに対する説明責任を果たせない事態を招きかねず、ひいては「大学の自治」そのものに対する社会的信頼を失墜させるおそれがあるのである。教員の非違行為に対しては、組織としての自浄作用を迅速に発揮し、適切な懲戒処分を行うことこそ、多様なステークホルダーに対する説明責任を果たすことになり、結果として「学問の自由」や「大学の自治」を支える基盤となる点に留意する必要がある。

(2) カンナビ案件における懲戒手続の評価

カンナビ案件においては、2025 年 7 月 17 日に懲戒手続の開始が決定された。当初、S 氏は、性風俗店を訪れた目的について、「性感染症に対する調査」のためなどと述べていたものの、この主張が虚偽であることは明らかであり、懲戒処分が S 氏の思想や信条を問題としたものではないこともまた、明らかであった。カンナビ案件に関する通報がなされてからこの時点で約 10 か月を経過していること、それまでの報道やそれに対する社会からの反応

等を考え併せると、この時点において、組織としての自浄作用を迅速に発揮し、適切な懲戒処分を行うことにより、多様なステークホルダーに対する説明責任を果たすことが必要な事案であった。そのような中、同月 31 日には弁護士調査チームによる調査報告書 (1) が提出されたにもかかわらず、懲戒処分には至らなかった。同報告書においては、S 氏らが、繰り返し、高級飲食店・高級クラブ・キャバクラでの飲食・遊興等の接待及びソープランドでの性的サービスを伴う接待を受けており、これらの行為は収賄罪に該当する可能性が高く、倫理規程に違反すること、研究の独立性・公平性を害する可能性があること、とりわけソープランドでの性的サービスを伴う接待についての倫理上・人権上の問題点があることなどが指摘された。関係者へのヒアリングによれば、この時点で懲戒処分が行われなかった理由として、①警察からの要請により S 氏らへのヒアリングが未実施であったこと、②調査報告書 (1) の事実認定、とりわけ接待を受けた金額の認定に一部推測が含まれていたこと、③接待を受けた性風俗店は風俗店としては合法的に認められているものであったこと等より、適切な量定判断を行うには時期尚早であると考えたことが挙げられる。仮に、後の調査により新たな事実が判明した場合であっても同一事案に対し再度懲戒処分を科すことは困難であり、他方で、この時点で懲戒解雇又は諭旨解雇などの重い処分を科した場合には、敗訴リスクがあると判断したものと推測される。

しかしながら、懲戒処分は組織の信用や秩序の維持を目的として行うものであり、国立大学の教員であり、かつ、附属病院の皮膚科診療科長という高い地位にあり、高度な倫理観が求められる立場の者が、利害関係者から性接待を受けていた行為は、その金額的多寡にかかわらず東京大学の社会的信用を失墜させる行為であること、社会連携講座の関係者からの接待であり収賄罪の成立が否定できない⁵⁹、研究の独立性・公平性に対する社会の信頼を損なうものであり、東京大学に所属する他の教員の教育・研究活動に対し重大な支障が生じかねない状況が生じていたこと、多数の報道がなされ東京大学の社会的信用が現に損なわれていたこと等を勘案すると、当委員会は、調査報告書 (1) が提出された後、速やかに、S 氏へ弁明の機会を付与したうえで、懲戒解雇等を含む重い処分を行うべきであったと判断する⁶⁰。

⁵⁹ 懲戒処分の量定 (相当性) は行為態様の悪質性等を含む諸事情を踏まえて、実質的に判断されるものであるところ、収賄罪に該当する可能性が高い行為を行った場合において、結果において収賄罪として逮捕・起訴され、有罪とされなかったとしても、その一事で、行為態様の悪質性が大きく減退するものではない。一般の企業組織において、刑事訴訟手続において有罪を立証できる程度の証拠を揃えなければ懲戒解雇ができないという結論が現実的ではなく不合理であることは自明であろう。

⁶⁰ 懲戒手続規程は 9 条において「総長は、前条第 4 項により教員懲戒委員会から懲戒処分を要する旨を決定したとの報告を受けた場合、同委員会が決定した懲戒処分の内容の案を踏まえて、当該教員に対する懲戒処分を発令する。」と定め、総長が懲戒委員会の決定内容を踏まえるとされていること、この趣旨は大学教授の研究及び教授の自由 (学問の自由) の確保にあることを踏まえると、懲戒委員会による対応は、総長からの独立性は認められてしかるべきである。他方で、このことは、懲戒委員会が、組織秩序の維持

(3) 東京大学の懲戒手続全般に係る問題

第 2.5.(5)に記載のとおり、カンナビ案件は、事案の認知から懲戒処分までの期間は、過去 10 年の懲戒処分の 21 事案⁶¹のうち、4 番目に短いものである。カンナビ案件では、警察からの要請により長期にわたり内部調査が停止したことを考えると、懲戒処分自体はむしろ短期間に処理されたものと考えられる。しかし、カンナビ案件における懲戒処分は、警察との協議により S 氏らへのヒアリングを実施した後も決して迅速に行われたわけではないことは上述のとおりである。

当委員会は、カンナビ案件以外の懲戒手続について検証対象としていないが、カンナビ案件の懲戒処分が他の事案に比べて短期間で終了したという事実を鑑みれば、当委員会の評価は、単なる個別事案に対する評価に留まらず、東京大学における懲戒手続全般に内在する課題とも言い得ることを付言する。

5. 東京大学による対外公表の姿勢に関する評価

本件においては、S 氏に対しコンプライアンス基本規則に基づく調査を行うこと自体は 2024 年 9 月末の時点で決定し、その後、同調査を長期間停止していたものの、S 氏に対する人事措置は、2025 年 6 月 1 日の皮膚科診療科長からの降任、同月 30 日の自宅待機命令という形で進めており、懲戒処分についても、同年 7 月 17 日の時点で、手続の開始決定を行っていた。また、懲戒処分については、懲戒手続規程上厳格な手続を要求されていることから、手続の性質上、時間を要するという特殊事情があった。こうした東京大学としての対応を示す事実や事情が存在したものの、東京大学は、これらの事実や事情について、2026 年 1 月 26 日の S 氏の逮捕に至るまでの間、対外的に十分な説明を行わなかった。

カンナビ案件において、警察からの要請に対し、硬直的な対応に終始したことから、レピュテーションの毀損に至ったのは、上記 1.(1)のとおりである。報道によるレピュテーションの毀損は、「社会からの疑念や非難」に起因するものであるから、レピュテーションを回復するためには、「社会に対する説明責任」を果たすことが不可欠である。仮に東京大学の内部において客観的に適切な対応を講じていたとしても、それが社会（外部）に伝わらなければ、社会的非難を払拭することはできない。当委員会によるヒアリングにおいて、「メディアに逐一反論することなどはコミュニケーション戦略として正しいと思えない」という意見もみられたが、事実誤認を含む報道に対して、適時に否定した上で、組織としての姿勢を開

という懲戒処分の本来の目的を踏まえずに対応をして良いということを意味しない。むしろ、独立性が認められることに伴い、懲戒委員会自身において、組織秩序の維持という懲戒処分の目的を十分に考慮し、速やかに対応しなければならなかったといえる。

⁶¹ 本調査基準日以降に懲戒処分が発令された整形案件を除く。

示することは、他の多くの企業・法人において一般的に行われていることである⁶²。

本件でも、S氏に対して既に行った措置、懲戒手続に時間を要している背景事情、今後予定される措置、スケジュール等について、警察の捜査が開始されていることに言及しない形で、速やかに対外的に公表・説明をしていけば、警察からの要請の趣旨に反することなく、社会からの非難を軽減することが期待できたものといえ、対外的な公表・説明についての高度の必要性があったといえる。しかし、東京大学では、多数のメディアからの度重なる質問に対して「お答えできません。」などとの回答に終始し、具体的な説明をしようとはせず、S氏を庇っているのではないか等の世間からの疑惑を招きかねない事態を生じさせたほか、S氏が逮捕された直後に、S氏が懲戒解雇になった事実を公表したため、社会から「逮捕されたから懲戒解雇をしたのではないか」という疑惑を招きかねない事態を生じさせたといえる。

東京大学がこのような十分な説明をしない対応に終始した理由については、警察との関係が悪化することを懸念したからといえる。実際に、警察からは、マスコミの取材への回答についても、ノーコメントで対応するよう要請されるなどの事実が認められた。しかし、前記1.(2)記載のとおり、警察の要請に反する対応を行うことにより、大学が不利益を受けるリスクは、可能性としてはあり得たとしても、その可能性が高いとまではいえなかった。本件においては、多様なステークホルダーに対する説明責任を果たす観点から対外的な説明について高度の必要性があったことを踏まえると、警察により不利益な対応がされることを過度におそれることなく、対外的な公表・説明の必要性、要請に法的な根拠がないこと等を警察に丁寧に伝えた上で、東京大学として、調査を行っていることやS氏を自宅待機処分や皮膚科診療科長から降任したこと、仮に非違事実が認められた場合には厳正な対応を行う所存であること等について積極的に公表・説明をしていくべきであったと考える。

6. 東京大学による整形案件への対応に関する評価

整形案件については、2025年7月16日、警察から案件の概要を共有された後、コンプライアンス総括責任者は、同日中に弁護士調査チームを交えて対応方針を検討した上で、コンプライアンス総括責任者自身による調査を行うことを決定し、翌週の同月22日に整形案件対応本部を設置し、同月28日には、M氏へのヒアリングを実施するなどの速やかな対応を実施している。

これに加えて、M氏が逮捕された直後である同年11月24日に、総長において、M氏の

⁶² 2025年5月頃までは、コンプライアンス総括責任者、総務部長及び法務課においてマスコミへの回答方針に係る実質的な意思決定が行われ、広報課（2025年4月以降はコミュニケーション戦略課）及びコミュニケーション戦略推進担当執行役には、当該回答方針の情報共有はされていたものの、当該回答方針に係る意思決定に関与する実質的な機会が乏しい状況がみられた。警察からの要請という特殊事情が存在してはいたものの、マスコミへの回答方針に係る意思決定の当初の時点から、学外理事を含むコミュニケーション戦略部門の知見及び意向が反映されることが望ましい状況であったといえる。

逮捕に関する受け止め、東京大学が危機的な状況であるという認識の表明、今後ガバナンス改革を速やかに進めること等を社会に対して表明しており、東京大学として説明責任を果たそうとする意思を社会に対して示している。

カンナビ案件と同様に、懲戒処分の手続に時間を要しているという運用上の問題はあるものの、事案の認知後の対応の速やかさ、対外的な説明の態様等を踏まえると、東京大学による整形案件への対応については、概ね妥当であったと考える。

第5 東京大学の不適切な対応をもたらした根本原因

1. 大学本部における危機意識の不足

上記のカンナビ案件に対する対応プロセスの不適切さの背景の一つとして、関係者の危機意識が十分でなかったことが指摘できる。

(1) カンナビ案件の客観的な深刻性

カンナビ案件は、第 4.3.(1)記載のとおり、本件通報者が保有する資料がマスコミに提供された場合には、何らかの報道がなされる可能性が相当程度高い客観的な状況、かつ、本件通報者が他のマスコミ等に情報提供をする可能性も相当程度高いといえる客観的な状況があり、このことは、遅くともオンラインメディアの記事に触れた 2024 年 9 月 30 日においては、コンプライアンス総括責任者が認識できる状況であった。また、警察による捜査が行われ、近い将来において S 氏及び Y 氏が逮捕・起訴され、それが広く報じられる可能性も客観的に高い状況にあり、このことは、警察から接触があり、捜査をしていることを伝えられた同年 11 月 5 日においては、総長及びコンプライアンス総括責任者が認識できる状況であった。

(2) 関係者の危機意識⁶³について

総長については、2024 年 11 月にコンプライアンス総括責任者からカンナビ案件に関する情報の共有を受け、警察の要請により、ヒアリングが進まないことを認識していたものの、2025 年 5 月に至るまで、コンプライアンス総括責任者に対して、調査を進めるための具体的な指示等を行った形跡がみられなかった。なお、遅くとも同年 3 月頃には、他の役員から、「このまま何もしなくてもよいのか」などといった意見が出ていたことは認識していたが、「警察が動いている」という情報も得ていたことから、思考停止に陥っていた。

上記(1)に記載したカンナビ案件の深刻度を踏まえると、仮に総長において十分な危機意識を持っていたのであれば、2025 年 5 月より早く、コンプライアンス総括責任者に対して、具体的な対応を求める指示を行うことができたはずであるが、総長はそれまでにこのような対応をとらなかった。

また、多額の税金が投入されている国立大学において、研究活動を行っている多数の教員が研究活動を継続するために、「多様な関係者の理解と支持を得ることで、社会に対する説明責任を果たしていく」(国立大学法人ガバナンス・コード・基本原則 1 「考え方」) という責務を有していることを踏まえると、総長は、東京大学のトップとして、コンプライアンス

⁶³ 前記のとおり、総長はコンプライアンス推進における最高責任者とされていること(コンプライアンス基本規則 4 条)、コンプライアンス総括責任者はコンプライアンス推進における業務を総括していることから(コンプライアンス基本規則 5 条)、総長及びコンプライアンス総括責任者の危機意識について指摘している。

事案の責任者であるという立場を超えて、東京大学の社会からの信用について敏感になるべき立場にあった。

他方、下記のとおり、それまでコンプライアンス総括責任者において危機意識が不足していたことから、コンプライアンス総括責任者のみに依拠したレポートラインでは危機を意識し得る程度の情報が総長に伝達されなかった可能性があり、また、そのような状況の中で、2025年5月12日の時点とはいえ、総長自らコンプライアンス総括責任者に対し具体的な対応を行うよう指示していることなどの事情を踏まえると、総長は、一定程度の危機意識を抱いていたこともうかがわれる。しかし、そのような事情を考慮しても、東京大学のトップとして具備すべき危機意識が、不十分であったことは否定できない。

また、コンプライアンス総括責任者は、2024年9月27日の時点で、コンプライアンス総括責任者自身も、同日の時点で、カンナビ案件が客観的に対応リスクの高い事案であることを認識していた。

しかし、コンプライアンス総括責任者は、当初、コンプライアンス総括責任者自身による調査ではなく附属病院への調査要請の方法を選択したほか、2024年11月5日に警察からの要請があって初めて口頭でその旨を総長に報告し、詳細なカンナビ案件の報告は同月15日に至るまで行っていない。また、上記のとおり同月5日に警察からの要請があった以降は、具体的な代替案を検討して警察に提示するなどの、具体的な交渉を行った形跡はみられなかった。このほか、過去に外部法律事務所に依頼をした実績があり、同事務所とのコンタクトが容易であったにもかかわらず、同事務所その他の危機管理の専門家⁶⁴に相談をした形跡もみられなかった⁶⁵。

他方、総務部長及び法務課の職員を通じた警察との交渉の必要性については理解していた様子がうかがわれ、警察との面談内容の共有も逐次受けていた状況も認められることから、危機意識が欠如していたとまではいえない。しかし、(1)記載のカンナビ案件の深刻性を踏まえると、危機意識が不足していたことは否定できない。

2. 部局・研究室・教員における相互に干渉しない風土

上記1.で指摘した大学本部における危機意識の不足は、本件における組織的な対応を遅滞させた直接的な要因であるが、週刊誌やテレビニュースで報道されてもなお即時の対応に至らなかったのは、現場（第1線）のレベル、すなわち、部局・研究室・教員において、相互に干渉しない風土があることが影響している。

本調査のヒアリングにおいて、「研究者は、隣の研究室の事情については干渉しない」と複数の関係者が述べている。カンナビ案件も、週刊誌やテレビ報道等を通じて広く社会の耳

⁶⁴ 本件の対応について顧問弁護士、監事である弁護士に情報共有してはいるものの、弁護士はあくまで法律の専門家であり、一般的には危機管理を専門としていないことに留意する必要がある。

⁶⁵ 外部の専門家に相談すると費用が掛かることも理由の一つとして挙げられていたが、深刻な状況が生じていることを踏まえると、相談しないことを正当化できる理由とはいえない。

目を集める事態となっていたにもかかわらず、学内において自浄作用に繋がる声を上げた教員は極めて少数に留まった。さらに、医学系研究科長が公式の会議の場において、「(S氏が性風俗店に赴いたのは) 性感染症の調査ためであったと聞いている。」「本件通報者にも問題があった。」などと、対象教員を庇っているとも捉えられかねない発言をした際に、これに対して会議の場において異議を述べた者はいなかった。

これらの事象は、東京大学の教員において「自らの研究領域さえ脅かされなければ、他者の倫理違反やコンプライアンス違反に対しても口を出さない（黙認する）」という、相互に干渉しない文化が根付いており、組織としての自浄作用が極めて働きにくい風土が存在していることを示唆している。

東京大学では、本件の事案を受けて「3線モデル（Three Lines Model）」の導入を検討しているが、3線モデルは、第1線である部局や研究室、それに属する教員自らが当事者意識をもってリスク管理を果たすことを前提としている。今後、3線モデルを導入し、実効性のあるものにするためには、研究現場に蔓延するこの相互に無関心な風土を払拭する努力が必要である。

3. プロセス軽視の組織風土

当委員会が、教員らによる不適切行為に対する一連のプロセスを検証する過程において、東京大学では重要な組織運営のための委員会決定に関する議事録が作成されていない⁶⁶ことを認識した。議事録を作成しないことが慣例だと述べる者もいた。審議の結果さえ記録として残しておけば、適切な議事がなされたことは理解できる、との供述もみられた。

しかし、重要会議で議事録を作成しない真の理由は、国民からの情報公開請求に対する組織的防御の姿勢からではないかとの複数の供述を得た。また、民間企業のような「横の連携」の必要性が乏しく、部局における縦のヒエラルキーさえしっかりしていれば教職員の教育・研究活動に問題が生じる可能性が低いことも、議事録を不要とする理由の一つではないかと思われる。

とりわけ「科所長会議」の存在は特筆すべきものがある。科所長会議は、規程上は総長覚書によって設置されるものであるが、議事録を作成することも要求されていない。さらに、規程の上では重要事項の決定権限もない組織において、事実上は重要な事項が決定されている慣行からみるに、その運用の在り方次第では「ブラックボックス」として機能しているものと評価し得る⁶⁷。

もちろん、平時における科所長会議の運用については、東京大学総長の権限の迅速な行使、組織としての意見集約の迅速化という面においての実効性は高いものと思われる。しかし、

⁶⁶ 代表的なものとして、懲戒委員会、科所長会議、役員懇談会などでは議事録が作成されていないことが挙げられる。

⁶⁷ その他、役員会の前の「役員懇談会」で実質的な議論を行い、役員会では実質的な議論の経過は残さない、といった慣行もある。

いったん有事となれば、その判断過程の曖昧さから、判断が遅延し、自由な議論も滞り、最終的には外部に対する説明責任を果たすことができないリスクが顕在化する点において、東京大学における組織ガバナンス上の大きな課題が認められる。実際、カンナビ案件において、数少ない意見が一部の理事などから出されたが、いずれの発言に関しても議事録は残されておらず、したがって、執行部がその意見をどのように受け止め、その後の対応にどのように生かしたのか等を検証することが困難であった。重要な意思形成プロセスが曖昧であることは、組織運営を対外的に説明することを困難とさせ、また、重要な判断の権限と責任の所在を不明瞭なものとする。この点において、東京大学のガバナンスには実質的な審議・議論を経たうえで事案に対処するというプロセスを軽視する姿勢がうかがわれる。

当委員会の検証対象である東京大学の一連の対応の問題についても、このような大学運営上のプロセス軽視の姿勢に起因するところが大きいものと判断した。

4. 「無謬性（むびゅうせい）」に起因する想像力の欠如

本通報への初動対応、警察の要請時からカンナビ案件対応本部設置までの調査遅延、対内的及び対外的な説明不足等の事実は、社会一般の感覚からすれば全て後手に回った対応と言わざるを得ない。当委員会のこれまでの調査においては、東京大学は決して「教員の不適切行動を隠しておこう」といった（悪質性の高い）意思を有するものとは認められなかった。むしろ、これまで述べたとおり、危機意識に乏しいことや、他人事として無関心な姿勢にこそ問題があると評価した。

そして、このような危機意識の不足や他者行動への無関心な姿勢は、いずれも教員の不適切な行動が、組織である東京大学にどのような影響を及ぼすのか（どのようなリスクが東京大学に顕在化するのか）といった想像力が欠如していたことに起因するものと考えられる。このような「想像力の欠如」のために、教員の不正予防には敏感だが、発生した不正に対して真摯に向き合う姿勢（自浄能力）には消極的な傾向がみられる。

この想像力の欠如は、公務員組織に特有の「無謬性」に由来しているものである。

東京大学は平成16年（2004年）3月までは、国が運営する大学（行政組織）であり、教職員は国家公務員であった。法人化されて20年以上が経過しているが、所管する文部科学省との関係が強いだけに公務員組織だった頃の特質は現在も存在するものと思われる（より正確に述べるとすれば、「公務員的な組織文化・構造はあるが、身分や法的位置づけは公務員ではない。」といった特色を挙げることができよう。）。

公務員は悪いことはしない、悪いことはしてはならない、という「無謬性」の思想が組織に浸透しているため、不正の予防に対しては熱心だが、組織として不正の早期発見や発生時の危機管理への関心が薄い（これは民間組織とは異なり、不正が起きても組織が潰れない、という意識にも由来している。）。よって「自浄能力」「自浄作用を発揮する」という概念が浸透しにくい風土である。

このような組織では、いざ不正発生を認識しても「起きてはいけないことが起きた」とい

う意識が教職員に働いて、「不正を不正と認めたくない」、「不正の疑いは隠す」、「不正を犯した者は厳罰に処して組織から排除することで組織は正常化される」といった意識が強い。組織の危機への対応プロセスの遅延という事象は、特定の個人の資質や責任に帰すべき問題ではなく、組織における構造的欠陥（不備）である。それにもかかわらず、そのような構造的欠陥や不備への関心が薄く、教員の不適切行動が東京大学という組織全体に及ぼす影響への想像力に欠けるのは、このような公務員的な組織文化・構造を有する無謬性の強い組織であることが一つの要因である。

第6 東京大学のガバナンス改革に向けた当委員会の提言

1. 再発防止策へのモニタリング

当委員会の活動期間中、東京大学では、汚職疑惑や倫理規程違反行為の発生を契機としてガバナンスの再構築に向けた各委員会により、様々な提言や再発防止策が示された（一部については、本報告書日現在も審議されている。）。

不祥事防止に向けた取組みについては、民間組織と遜色のない仕組みが提案されており、総長の指揮の下で、速やかに提言された仕組みの整備が進められるものと期待する。

しかし、当委員会がプロセス検証において、その不適切な対応の根本原因としてあげたところは「ガバナンスの形式と実質の乖離」に潜んでいるものと考えている。

たとえば、整えた仕組みが機能するためには、まず仕組みを運用する土壌が必要である。(1)不正疑惑を見つけたら、すぐに上司や通報窓口にて申告できる組織風土はあるか、(2)トップに情報を上げる立場にある者は、なにが上げるべき重大案件なのか判断する知見はあるか、(3)調査をする場合に、調査の独立性・公正性を担保できるか、(4)不正が明らかとなった場合に、迅速・公正に対処できるか、(5)迅速・公正な対処として、仲間意識を排除して公表措置をとることができるか等、運用面でチェックしなければならない点が多い。そういったチェックを仲間内ではなく、外部第三者によって実践するシステムが、いま東京大学には求められている。

おそらく、これまでも東京大学では、教員に対するコンプライアンス研修が行われてきたはずであり、不正疑惑を認知した場合には通報窓口等を活用することも奨励されてきたはずである。しかし、形は整っていたかもしれないが、徹底した形で教育研修が行われていなかったと思料する（これまで曖昧に済まされていた不適切事案が、教育・研修の徹底を契機に浮上することも、おそれてはいけないと考える。）。当委員会が外部第三者によって東京大学の再発防止策を監視・検証することを提言するのは、このような理由からである。

具体的には、今後、東京大学が再発防止策として掲げる諸施策について、その進捗状況を第三者の目によってモニタリングして、その評価を定期的に公表するような施策を検討すべきである。当該モニタリングにおいて、「ガバナンスの形式と実質」に乖離がないかどうか、運用面からのチェックがなされるべきである。

2. 3線モデル（Three Lines Model）導入に向けた組織風土の改革

また、東京大学は再発防止策として、民間組織のリスクマネジメントとして活用されている「3線モデル（Three Lines Model）」の採用を掲げている。もちろん「3線モデル」が機能することで不正の防止や早期発見の実効性が高まることは、組織の自浄作用を高めるものとして期待されるところである。

しかし、「3線モデル」を期待どおりに運用するためには、重要な前提条件がある。まずなによりも、独立した「第3線」の存在である。独立性を確保した内部監査部門と、組織の

トップにもモノが言える監事監査、そして財務経理の視点から不正疑惑を迫及し得る会計監査部門のいわゆる「三様監査の連携と協働」である。第1線、第2線によるリスクマネジメントの実態から内部統制の不備を把握し、問題があれば監事監査と協働して組織トップに改善を提言できる組織を構築しなければならない。

次に「3線モデル」の評価である。現在の東京大学の人事評価において、「3線モデル」の適切な運用に尽力したことは、おそらく評価対象とはならないであろう。しかしながら、組織の自浄能力を高めるために「3線モデル」を構築するのであれば、組織のトップは「3線モデルにおける（善意の）失敗」を許容する意思を表明すべきである。「おかしい」と声を上げることに関する失敗（後に結果として誤りであったことが判明するなど）を許さないのであれば、誰も勇気をもって組織の不正を糾そうとしないであろうし、また失敗を繰り返さなければリスクマネジメントの知見が組織に蓄積されることはないと思われる（結局、今回の本件通報者のように、属人的な理由から通報に動く者がいない限りは、不正の発覚は期待できないことになろう。）。

そして次に「3線モデル」の機能発揮に必要な「横の連携」⁶⁸である。民間組織においても、第2線が機能するためには、第2線に適宜的確に現場情報が集約される運用が求められる。大学組織においては、とりわけ「研究及び教授の自由」が確保されるように、部局における独立性が強く、本部や他部局との連携には課題を抱えている。仮に自部局で問題行為が発生したとなれば、自部局内で解決する動機が強い。たとえ「ヒヤリハット事例」であったとしても、部局を統括する第2線（本部）に情報が入り、リスクアプローチによって問題行為の早期発見に努める姿勢が求められる。

最後に、現場で不適切行為を未然に防止する「第1線」である。「第1線」において、まず問題とされるべきは第5.2.で述べたとおり「他の研究室への無関心」への対応である。

たとえば、2024年5月31日に改訂された「UTokyoCompass2.0III. 具体的な行動計画 Perspective2 人をはぐくむ」において、「多様性包摂教育」の推進が目標とされており、学部生から大学院生において、包摂性への感受性と創造的な対話力をはぐくむ教育を目指すとされている。その実践においては、研究室を超えた積極的なコミュニケーションが求められており、無関心の解消のためにも、こうした積極的なコミュニケーション促進に向けた具体的な施策が検討されるべきである。

さらに、東京大学の各部局において、コンプライアンス研修や教育が求められるのは、この「第1線」を機能させる人材を育成するためである。また、現場の悩みについて相談を受ける窓口を設置して（他者の不正を通報するような窓口ではなく、自身の行動に関する悩みを相談する窓口である。）、できるだけ相談件数を増やすような対策を講じることも考えられる。

⁶⁸ ここで述べる「横の連携」とは、単に部局間の連携に留まらず、たとえば本部の管理部門と部局との連携や附属病院と医学部との連携、現場と部局の管理部門との連携等も含むものである。

3. 対外的コミュニケーションと対内的コミュニケーションの効用（改革について学内関係者だけでなく、学外関係者も巻き込む効用）

大学本部や部局の垣根を越えて、必要な情報を共有できる体制を構築するためには、教職員において、東京大学の社会的信頼構築に寄与することを自分事として認識してもらう必要がある。そのためには、リスクマネジメントに責任と権限を有する者の職務に協力する環境（リスク管理に関する環境整備）は不可欠である⁶⁹。たとえば今回の一連の不適切行為を教訓として、部局におけるコンプライアンスへの取組み（各部局のコンプライアンス責任者向けの研修を行うこと、不正リスクが顕在化した場合を想定した訓練を行うこと等）を実践し、これを学内で周知すること、部局内で不正リスクに関する勉強会を開催すること、といった対内的コミュニケーションの機会を増やすことが考えられる。大切なことは、同じ教員の立場にある者が、同じレベルのコンプライアンス研修を受けているという事実を相互に認識することである。東京大学の教員から、全学的なリスク管理への協力を得るためには、他の教員も高い倫理意識をもって行動するであろう、との信頼が前提となるからである。

また、東京大学のリスクマネジメントへの取組みが社会からどう受け止められるか、対外的なコミュニケーションの機会を増やすことによって認識し、さらには東京大学の様々な活動の意義が、学外に合理的に説明できるかどうか、自ら認識する機会を創設することも考えられる（研究者・文部科学省出身理事のためにマネジメント研修をすることも考えられよう）。

さらに、東京大学は、UTokyo Compass（2021年策定）でも謳われているように、学内外の協働を通じた「知の協創」の拠点となることを目指しているが、そのためには学外のステークホルダーとの信頼関係を形成する必要がある。そのためには対外的なコミュニケーションを積極的に推進し、もし東京大学の教員に不適切行為が認められる場合には、学外のステークホルダーから指摘を受ける、つまり東京大学の改革は学内の努力だけでなく、学外の関係者との協力によって進めていくことが有効といえよう。

まずは目に見える行動を実践することで、小さな目標を積み重ねていく「プロセス指向」による取組みに「ガバナンス再構築」に向けた活路を見出すべきと考える。

4. 危機管理対応を支援するルールと人材（CRO等）

東京大学は、本部主導のガバナンス体制構築に向けた改革の一環として、新たに最高リスク責任者（CRO＝チーフ・リスク・オフィサー）を配置し、また「リスク・コンプライアンス

⁶⁹ なお、2026年3月31日付社会連携講座等検証・改革委員会ガバナンスWG医学・バイオ系検討チーム「医学部附属病院の実態の解明・検証および改革の提言」は、「医学部・医学部附属病院組織風土の改革」のために、東京大学の複数部局からメンバーが参加し、議論された点において、これまでにない先駆的な取組みによってとりまとめられたものと言える。部局を超えたリスクマネジメントのための対内的コミュニケーションに、これからも期待したい。

ス統括部」を設置することを検討している⁷⁰。ガバナンスの仕組みとしては妥当なものといえるが、そもそも責任者が期待された役割を果たし、また新設部門が有効に機能するためには、二つの前提条件が具備されることが必要である。

一つ目は、「社会リスク対応規程」⁷¹の存在である。たとえば、総長は、どのような場合にCROの意見を求めるのか、どのような場面になれば危機管理本部を設置するのか、どのような場合に例外的なルール逸脱を許容するのか等、客観的に判断できるルールを決めておく必要があると考える。なぜなら、危機意識に乏しい組織風土であれば、教職員において「有事」を「有事」と認識することができず、正常性バイアスが働く状況となり、対応が後手に回りかねないからである。

二つ目は、危機に直面した総長が重要な判断を行うにあたり、どのように行動すれば社会の信頼を得ることができるのか、経営協議会との適宜の協議を踏まえて意思決定をなし得るような体制を構築することである。

2014年6月の国立大学法人法の改正で、経営協議会の機能強化の観点から、学外委員の数は総数の2分の1以上から過半数に変更された。この改正に合わせて2014年8月29日に文部科学省から出された通知では、「経営協議会については、国立大学法人等の運営に学外者の意見を適切に反映するとともに、学長又は機構長の意思決定を支えるために審議を行うことを通じて、学長又は機構長が適切な意思決定を行う上で重要な役割を果たすことが期待されている。」と述べられている。

しかし、今回のカンナビ案件発覚後の経営協議会の議事要旨を確認しても、カンナビ案件に関する十分な情報が学外委員に提供されていたとは認められず、その結果として十分な議論もなされていない。

この点について、2025年10月12日に開催された運営方針会議においても議長から質問がなされ、役員会や経営協議会の場で、カンナビ案件に関する十分な説明がなされていないことが明らかになった。たとえ警察の捜査案件であったとしても、大学独自の調査がどこまでできるのか、懲戒処分の手続をどこまで進めることができるのか、学外委員の意見を聴きながら対応することは可能だったと思われる。

5. 教員懲戒制度の改革について

懲戒処分を適時適切に行う前提として、調査（懲戒調査委員会の調査を含め）を公正かつ迅速に行う必要があるが、たとえば外部に調査を委託するとしても、本来デジタル・フォレンジック調査を行うべき事案であってもデジタル・フォレンジック調査ができない、外部法律事務所の費用も十分に捻出できない、といったことでは適時的確な調査は困難となる。そこで、教員懲戒のための調査については、十分な予算を計上できるような配慮が必要である。

⁷⁰ 総長と役員が全学的なリスクの認識を共有し、迅速に対応できる体制を整備すること、本部と部局間の情報共有の徹底と高速化を図ることが目的とされている。

⁷¹ 民間企業においては、危機管理ルールとして策定されることが多い。

また、弁護士調査チームが提出した「調査報告書(1)」で懲戒処分ができなかった理由は、懲戒調査委員会の判断が保守的であったことが大きいと考えられる。懲戒委員会の運用について、例えば、①懲戒調査に外部弁護士を積極的に関与させて迅速化を図る、②懲戒委員会の人的規模を縮小して迅速な意思決定を可能なものにする、③懲戒処分の量定にあたり、総長の裁量の範囲を広めて、組織の秩序維持や信用維持といった懲戒目的にも配慮した手続を実践する等により、懲戒制度の仕組みを変更すべきである。

第7 総括

1. はじめに（当委員会の検証・提言の視座）

当委員会は、東京大学の教員による一連の不適切行為について、不正予防の視点からではなく、大学として、発生した不適切行為への向き合い方に焦点をあてて検証を行った。なぜなら、東京大学の自浄能力を検証し、その不足があれば、いかにして自浄作用を発揮することができるか、いわゆる「東京大学の危機管理能力の具備」こそ、現在の東京大学のリスクマネジメントとして最も重要な課題であると判断したからである。

教員の不適切行為を未然に予防することに熱心であることは良いが、東京大学ほどの大規模組織において、教員の不適切行為を完全に撲滅することは不可能に近い。ただ、発生した不祥事に対して前向きに取り組み、自浄作用を発揮することは、東京大学の「組織としての社会的信頼の維持」に向けた不断の努力によって実現できる可能性はある。したがって、プロセスの検証や取り組むべき施策に関する提言にあたっては、当委員会は「東京大学の自浄能力」に焦点をあてている。

東京大学は、国立大学法人法に基づく法人組織であると同時に、「大学の自治」や「学問の自由（研究及び教授の自由）」については人権として強く尊重されなければならない研究教育機関である。したがって、東京大学の社会的信用を維持するために自浄作用を発揮すべきだとしても、そこでは「大学の自治」「学問の自由」にも最大限の配慮が求められる。

一方において、東京大学が置かれている教育環境、経営環境についても十分な配慮が必要である。国立大学法人として期待される大学経営の在り方、それを前提とした文部科学省との関係、附属病院の監督者である厚生労働省との関係、そしてなによりも多額の税金が配分される国立大学法人であるがゆえに、国民に対する説明責任の在り方への配慮が求められる⁷²。

そこで、当委員会は、東京大学の対応プロセスの評価と提言について、民間組織に求められるプロセスと比較しながら検討したうえで、東京大学の置かれている立場にも配慮して、備えるべき危機管理体制を模索した。

以下、これまで述べてきたところに、総括として若干付言しておきたい。

2. 懲戒処分の量定判断について

当委員会のカンナビ案件に関する教員懲戒処分への検証結果は、前記第4.4.「東京大学の懲戒手続に関する評価」で述べたとおりである。これまでの東京大学における教員懲戒手続及び量定判断の前例や慣行、実態を検証し、懲戒調査委員経験者の話を聴き、さらには「大学の自治」、「学問の自由」の保障にも配慮したうえで、当委員会においても様々な議論を重

⁷² なお、国立大学には多くの自己評価に係る開示制度が存在するが「開示すること自体が目的となっている」との批判がみられるところであり、国立大学によって合理的な理由による説明責任が果たされているかどうかは疑問が残る。

ねた。とりわけ、カンナビ案件に関する弁護士調査チームの「調査報告書(1)」が提出された2025年7月以降、速やかに、懲戒対象者に対して厳しい処分が下せなかったのか、という点が、議論における争点であった。

たしかに、本学の医学部教授が、執務時間中に(ポケットマネーで)性風俗店で遊興すること、もしくは民間人による接待目的で性風俗店における接待を受けて遊興することは、(贈収賄に発展する疑惑も併せ考えて)倫理規程に違反する行動ではあるものの、それだけで解雇を含む厳しい処分とすることには躊躇せざるを得ない。そうだとすれば、刑事事件にも発展する可能性のある贈収賄容疑に関する事実関係の調査を待って懲戒処分を検討することも首肯し得るところである。そして、懲戒調査委員会としては前記「調査報告書(1)」が提出された時点では、対象者に対する処分の量定は判断できなかった、との結論に至ることも考えられる。

しかし、一連のカナビ案件は、東京大学における社会連携講座の共同研究者(民間事業者)によって、講座のトップである教授に対して接待が行われたものであり、単純に医学部教授が高級クラブや性風俗店で遊興したこととは質が異なるものである。つまり、社会連携講座は東京大学の研究・教育の場であり、そこに「性風俗店での接待を許容する文化」が持ち込まれたことを意味している。これは、大学にとっては多様な考えを持つ国内外の研究者、学生、職員の職場環境への配慮が求められる問題である。したがって、一人の教授の倫理観の欠如の有無という視点からではなく、研究・教育の場に持ち込まれた接待文化に対して、他の教員、研究者、海外留学生を含めた学生、大学職員がどのように理解するのか、という視点から懲戒処分の量定を判断しなければならない、ということである。

当委員会が、大学関係者からヒアリングしたところでは、東京大学の教員懲戒処分の目的は、懲戒対象者が本学教員としてふさわしい人物か否か、という視点から処分の要否や量定に関する審査を行う、という意見が多く聞こえてきた。また、懲戒処分は対象者への事実上のペナルティである、という意見も聞かれた。しかし、法人における懲戒処分の目的は、少なくとも法人の秩序維持、信用維持のためになされるものであり、さらには被害が生じている関係者が存在するのであれば、その被害を回復することも大切な目的である。そうであるならば、研究・教育の場に持ち込まれた接待文化に異を唱える大学関係者が存在する以上、東京大学として研究・教育環境を守り、その信用や秩序を維持するためにも、前記「調査報告書(1)」が提出された後、速やかに、対象者には厳しい懲戒処分を下す必要があった。

とりわけ現在の東京大学では「ダイバーシティは課題であり、のびしろ」と言われており、ダイバーシティ&インクルージョンこそ、これからの東京大学にとっての重要な課題との認識が共有されているものと思われる⁷³。国籍を問わない研究者や留学生、性別や年齢を問わない研究者や学生、附属病院の勤務者や患者の方々は、おそらく研究・教育の場に持ち込ま

⁷³ 「新しい経営体としての東京大学—未来社会協創への挑戦」五神真著 東京大学出版会 2021年 161頁。

れた接待文化を容認する大学の姿勢を肯定的にとらえることはないと思料する。

一方で、教員懲戒処分の適正手続にも配慮する必要がある。懲戒処分を行うにあたっては、他の懲戒対象者との平等な適用（平等原則）、目的達成のために必要最小限度の処分（比例原則）、そして他事考慮の禁止（処分の濫用防止）、デュープロセス保障（十分な証拠による事実認定）が遵守されねばならない。

当委員会としては、このような点に配慮したとしても、これまで合法的な性風俗店への接待を受けた事例において、解雇を伴うような厳しい処分は存在しなかったのかもしれないが、東京大学を取り巻く環境が大きく変わり、信用維持や秩序維持の必要性が高いと判断されるものであるならば、前例にこだわらずに解雇を伴う懲戒処분을早期に下すことも可能であったと判断した。

3. 総長の危機意識の不足という指摘について

当委員会は、東京大学本部における「組織としての危機管理能力」を評価するにあたり、「総長の危機意識が不十分であったこと」を一つの根本原因とした。総長は、大学の運営、とりわけコンプライアンスの最高責任者であるがゆえに、十分な有事意識をもって責務を全うすべき、との思いからの評価である。

ただ、総長が最初にカンナビ案件について報告を受けた2024年11月頃の、総長を取り巻く大学のコンプライアンス事案に関する状況について、当委員会としても斟酌すべき事情が存在したことは付言しておきたい。

ひとつは、総長がカンナビ案件について報告を受けたとされる2024年10月から11月にかけて、大学本部としては、その後に懲戒解雇処分が下される可能性のあった別の教員に対する懲戒手続への対応に労力が注がれていたことである。

さらに、もうひとつは授業料値上げに関する総長対話がなされた際（2024年6月）、一部の学生が安田講堂に無断で侵入したとされ、警備員ともみ合いになり怪我人が発生、警察が出動する事態となる事案が発生した。当時、本件の対応にも総長は苦慮しており、カンナビ案件についての危機意識を十分に持てなかった要因ともいえる。

なお、念のために申し添えるが、当委員会は、本報告書において「組織としての東京大学の危機管理能力の不足」を根本原因として指摘しているのであり、総長個人の責任を指摘するものではない⁷⁴。総長の危機意識の不足を指摘したことも、組織としての危機意識の不足の原因として挙げたところであり、総長に対してなんらかの個人的責任を負うべきとの意見を述べているものではない。

したがって、総長の執務にあたり、他に喫緊のコンプライアンス上の課題が山積していたことは、個人的な責任面での宥恕はあるのかもしれない。しかし、組織にとって大切な「ト

⁷⁴ これは総長に対してのみ当てはまるのではなく、コンプライアンス総括責任者や初動対応にあたった総務部長、法務課の職員、附属病院関係者についても同様であり、いずれも個人の責任を指摘するものではない。

ップとしての危機意識」を保持すべき責務が、当時の状況によって軽減されるわけではないと考える。

民間企業においても、組織が複数の危機に直面した際に、トップはどのような優先順位でリスク事象に立ち向かうべきか、冷静に検討しなければならない場面はしばしばみられるところである。有事に至って冷静に優先順位を付けることが困難だからこそ、平時から危機管理規程を策定する等で対応しているのである。このたびのカンナビ案件を契機として、真摯に自浄能力を発揮する組織として何が足りないのか検討を行い、これを補う施策を実践することが総長のこれからの責務と考える。

4. 「みなし公務員」であること

2004年に、東京大学は（それまでの行政組織から）国立大学法人となり、その構成員である教職員は公務員ではなく「みなし公務員」とされた。この「みなし公務員」なる地位を、東京大学の教職員がどれほど認識しているか、当委員会としても関心を寄せた。教員による贈収賄事案を未然に防止するためには、教員において「みなし公務員」であることの認識を浸透させることが重要と述べる大学関係者の供述もみられた。

当委員会としても、不適切行為の未然防止の視点からだけではなく、早期発見・早期是正の視点からも「みなし公務員」であることの認識を、学内において徹底することは重要と考える。たとえば、国立大学法人の教職員であれば、「みなし公務員」としての地位に基づき、贈収賄事案や職務上の秘密保持義務違反事案等の犯罪リスクが高いと思料される。そのような犯罪リスクを低減するためには、接待を受けたことや秘密開示に関する記録を残しておく習慣が重要である（記録が残っていれば嫌疑が解消され、また記録が残っていなければ不正行為とみなされるリスクが高まる。）。プロセスによって自身もしくは他者の行動の品質を担保する習慣が浸透することにより、根本原因として指摘した「プロセス軽視の姿勢」も是正されることになるであろう。

東京大学の倫理規程では、詳細に教職員の行動規範が明文化されており、整備されている。しかし、その倫理規程に関する研修については全学規模では行われていないようである。したがって、国立大学の教職員においては、「みなし公務員」ではあるものの、公務員と同等の倫理規範が求められる地位にあることの自覚に乏しいのではないかと推察される。

これはまさにコンプライアンスの運用上の課題であり、公務員と同等の倫理規範が適用されることを知らないことは大きな問題である。

今後、コンプライアンス研修を全学的に徹底すべき目的は、もちろん現場教員がコンプライアンスに関する知見を高めることにもあるが、そもそも指導する立場にある者も、国家公務員と同等の倫理規範を遵守する姿勢を具備することにもあると考える。

5. 警察からの要請に対する当委員会の考え

これまで述べてきたとおり、東京大学のカンナビ案件に対する不適切な対応の要因とし

て、警察からのヒアリング停止要請、情報共有者制限要請への硬直的な対応に終始したことが挙げられる。当委員会としても、警察の要請がどの程度のものだったのか、正確な事実を確認するために、警視庁担当者に連絡をとり、面談の要請もしくは書面での質問への回答を依頼した。しかし、残念ながら警察の協力を得ることはできなかつたため、警察による要請の有無、要請の程度に関する事実認定は、東京大学関係者の供述や残された面談メモ等に依拠せざるを得なかつた。

そのうえで、当委員会として「警察の要請」に対する意見を述べておきたい。当然のことながら、警察から大学独自の調査の停止（なお、本件で停止要請があつたのは、関係者へのヒアリング及び情報共有範囲のみであり、調査自体の停止要請があつたわけではない。）を求められたとしても、これに対して大学として直ちに従う法的な義務があるわけではない。もとより、警察の捜査にできるだけ協力することは組織の姿勢として正しい。しかし、大学組織として被害の拡大を防止する、組織の秩序を守り信用毀損を防止する、未だ発覚していないが現在進行中の類似案件を阻止するといった目的のために調査をしなければならない。したがって、大学がカンナビ案件の当事者に接触して、大学独自の目的に沿つた調査を行うことについては、警察との間で協議ができたのではないかと思われる。

東京大学として、警察の要請には全面的に応じなければならず、もし一部でも応じない姿勢がみられる場合には、警察が厳しい対応で臨む可能性がある（たとえば、白昼、警察が大学に立ち入り、マスコミが大きく報じるような捜索・差押え処分に対応する等）といった懸念を抱いていたとしても、そのような抽象的なリスクを回避するために大学としての責務を放棄することは、社会的に見ても容認されないのではないかと考える。

警察においても、法的な根拠なく事業者の正当な権利を制限し、事業者に多大な損害を生じさせることまで要求するものではないとすれば、どこまでであれば大学側の独自の調査が可能なのか、どの範囲であれば関連する情報を大学関係者間で共有できるのか、警察側と深度ある協議を行うべきであつた。これが当委員会としての考えである。

6. 部局を超えた「組織としてのUTokyo」への帰属意識

東京大学は、2027年秋、約69年ぶりに新たな教育課程（UTokyo College of Design）を設立する。東京大学が誇る多様な学術知を「デザイン」でつなぎ、融合することで様々な社会課題に取り組み、世界にインパクトを与える人材の育成を目指す、とのことである⁷⁵。

新設学部は、副学長が「（1年次は）法学、経済学、農学、医学、情報学など九つの学問領域の基礎を1年間しっかりと学びます」と述べているように⁷⁶、東京大学の全ての学部・研究科・研究所等の協力がなければ成り立たない教育課程である。

日本を取り巻く社会環境において、気候変動、高齢化社会、デジタル化がもたらす影響、

⁷⁵ UTokyo College of Design 特設サイト <https://design.adm.u-tokyo.ac.jp/jp/>。

⁷⁶ 2026年2月6日朝日新聞「Think キャンパス」小関敏彦執行役・副学長のインタビュー記事。

地政学的リスク、パンデミック等、一つの専門分野に留まらず、複数の異なる学問分野を横断・統合して、学際的な知の協働がなければ解決できない課題が山積しているのであり、しかも社会環境の変化は著しく速い。このような社会環境において、UTokyo Compass 2.0の基本理念を実践し、課題解決に向けて東京大学の新たな教育課程が始まるのであれば、教職員において、部局を越えて「組織としての東京大学」への帰属意識を高める必要がある。

もし、東京大学という組織に構造的な不備や欠陥があるならば、これを自分事として考え、組織に病理的な現象があればこれに向き合い、横の連携を深めて支援をし合い、不備や欠陥を克服する姿勢を誠実に対外的に説明する姿勢が求められよう。

このたびの一連の東京大学の改革に向けた取組みが、これからの日本社会の課題解決に少しでも役立つことに期待したい。

以上

ヒアリング等対象者一覧

【ヒアリング対象者一覧1】

対象者氏名	所属・役職等
國廣 正 五味 祐子 牧野 輝暁	国広総合法律事務所 弁護士
角田 喜彦	国立大学法人東京大学理事
■	国立大学法人東京大学本部研究倫理推進課長、元同大学本部法務課長
■	国立大学法人東京大学総務部長
齊藤 延人	国立大学法人東京大学理事・副学長
菅野 暁	国立大学法人東京大学理事
田中 栄	国立大学法人東京大学大学院医学系研究科教授、元同大学医学部附属病院長
■	国立大学法人東京大学医学部附属病院法務・コンプライアンス室副室長
林 香里	国立大学法人東京大学理事・副学長
南學 正臣	国立大学法人東京大学大学院医学系研究科長・医学部長
■	国立大学法人東京大学本部労務・勤務環境課長
相原 博昭	国立大学法人東京大学理事・副学長
亀井 純子	国立大学法人東京大学監事
藤井 輝夫	国立大学法人東京大学総長
■	国立大学法人東京大学総務部次長(兼)本部コミュニケーション戦略課長
■	国立大学法人東京大学本部法務課企画調査チーム係長
■	国立大学法人東京大学本部法務課企画調査チーム一般職員
■	元国立大学法人東京大学医学部附属病院総務課長、■
■	元東京大学医学部附属病院事務部長、■
懲戒委員会 調査委員 ²	—
河村 知彦	国立大学法人東京大学執行役・副学長
岩村 水樹	国立大学法人東京大学理事

¹ 記載順序は、初回ヒアリングを実施した日時順である。

² 東京大学では懲戒委員会調査委員の構成員は非公表とされていることに鑑み、本報告書においても匿名とする。

【意見交換相手方一覧】

相手方氏名	所属・役職等
國廣 正 五味 祐子 牧野 輝暁	国広総合法律事務所 弁護士
佐藤 岩夫	教員懲戒制度の在り方 WG 座長、国立大学法人東京大学執行役・副 学長
山口 厚	医学系研究科・医学部・医学部附属病院改革委員会・委員長

【意見書提出者一覧】

提出者氏名	所属・役職等
林 香里	国立大学法人東京大学理事・副学長
伊藤 たかね	国立大学法人東京大学多様性包摂共創センター長
吉江 尚子	国立大学法人東京大学副学長
田野井 慶太郎	国立大学法人東京大学多様性包摂共創センター ジェンダー・エクイ ティ推進オフィス長
矢口 祐人	国立大学法人東京大学グローバル教育センター長